

産業構造審議会

商務流通情報分科会 割賦販売小委員会

中間整理(案)

～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～

令和元年5月20日

目次

はじめに	3
第1章 割賦販売法制を巡る環境変化と基本的な考え方	4
1. 安全・安心なクレジットカード利用環境の実現に向けたこれまでの取組	4
2. 決済テクノロジーの進展と今後の規制体系のあり方	5
(1) 決済テクノロジーの進化	5
(2) 今後の規制体系のあり方	6
(3) 未来投資会議からの要請	7
【参考】包括信用購入あつせん(クレジットカード)の動向	8
第2章 具体的な見直しの方向性	9
第1節 リスクベース・アプローチと性能規定の導入	9
1. リスクベース・アプローチ	9
(1) 新たな少額サービスにおけるリスク	9
(2) 割賦販売法における現行規制(一律の法規制)	11
(3) リスクベース・アプローチの導入	11
(4) セーフティーネット	12
(5) 従来型のクレジットカードサービスへのリスクベース・アプローチの適用	13
2. 技術・データを活用した与信審査(性能規定の導入)	14
(1) 現行規制における与信審査	14
(2) 技術・データを活用した与信審査	15
(3) 与信審査における性能規定の導入	17
3. 与信審査におけるリスクベース・アプローチと性能規定の導入	19
(1) 基本的な考え方	19
(2) 性能規定の評価主体と基準	19
(3) 指定信用情報機関の信用情報に関する整理	20
(4) 見直しの方向性	24
第2節 決済横断法制	25
(1) 背景	25
(2) 決済法制を横断化する場合の意義・効果	25
(3) 割賦販売法の基本的な体系	26
(4) 決済関連法制の整理	27
(5) 諸外国における決済法制	28
(6) 横断法制に関する小委員会における議論の経過	30
(7) 決済横断法制に対するアプローチ	31
(8) 具体的な取組の方向性	32
第3節 決済情報の利活用	33
(1) オープン API	33
(2) 新たなビジネスモデルの創出	34
第4節 RegTech／SupTech	35
第5節 時代の要請を受けた消費者保護の課題	37
1. 新成年への対応	37
2. 取引条件の表示や書面の交付等の電子化	38
(1) 平成 28 年改正の経緯	38
(2) 現行法上の書面交付義務	38
(3) 見直しの方向性	39
第6節 今後の対応の方針	40
おわりに	41
委員名簿	43
審議スケジュール	44

はじめに

ICTの進展に伴う決済テクノロジーの進化を背景に、決済分野においてFinTech企業の事業展開が拡大している。また、IT系・SNS系企業やECモール系企業など、異業種からの決済分野への参入も含め、「業」の垣根を越えて多様な決済主体・サービスが登場している。特に、従来型のクレジットカードサービスとは異なる少額・低リスクのサービスなど、消費者ニーズにきめ細かく対応したサービスが拡大している。

クレジットカード分野における与信に関しても、膨大な実績データ(ビッグデータ)等に基づき、AI分析等の新たな技術や長年培われたノウハウなどを用いて、より精緻な与信審査を行う事業者が数多く出現し、与信の精緻化が進んでいる。革新的な技術を取り込みつつ、こうした与信イノベーションを促進することは、その適切な運用を通じ、より精緻に過剰与信防止を図りつつ、消費者が適正な与信サービスを享受することが可能となっている。

また、未来投資会議における「経済政策の方向性に関する中間整理」(平成30年11月)では、「個人・事業者がより便利な条件で金融・商取引サービスが可能となるよう、現在の業態ごとの関連法制を同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制へと見直し、新規事業者の参入を促進する。来夏までに、フィンテック事業者を含む様々な主体が新たなサービスを提供している決済分野等を中心に、基本的考え方の整理を行う。」とされており、機能別・横断的な法制へと見直すことを通じ、FinTech企業等の新規事業者の参入を促進していくことが求められている。

更に、オープンAPIなどを通じた決済情報の利活用により新たな付加価値・サービスが創出されるとともに、決済の範囲を越えてビジネス展開を図る企業が出現している。同時に、RegTech／SupTechといった規制対応の効率化・高度化に向けた取組や、成年年齢引下げ等の時代の要請を受けた消費者保護の課題など、割賦販売法制を巡る内外環境は大きく変化している。こうした状況の下、新たな時代における割賦販売法制のあり方について検討することが求められている。

特に、安心・安全を前提としつつ、テクノロジーの進展に対応し、リスクに応じた段階的な規制とする「リスクベース・アプローチ」の考え方や与信審査における「性能規定」の考え方の導入により柔軟な規制体系へと見直すとともに、決済横断法制論も見据え、既存事業者・FinTech企業のビジネス環境を整備していくことが必要である。

以上を踏まえ、今般、産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会を開催し、第20回～第24回の全5回の審議を経て、ここにテクノロジー社会における我が国の割賦販売法制のあり方についてこれまでの議論のとりまとめを行うものである。

第1章 割賦販売法制を巡る環境変化と基本的な考え方

1. 安全・安心なクレジットカード利用環境の実現に向けたこれまでの取組

割賦販売法においては、これまで、社会環境の変化や技術の進歩を捉え、消費者保護と消費者の利便性の確保とのバランスを取りつつ、法体系を構成してきた。

平成 28 年改正では、オフアス取引の一般化という取引構造の変化に対応した制度整備を行うべく、クレジットカード情報の漏えいや不正利用を防止する観点から、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録制度の創設・加盟店調査等の義務付けを行うとともに、決済端末の IC 化等の加盟店におけるセキュリティ対策を義務付け、安全・安心なクレジットカード利用環境を実現するための措置を講じた。

【図1】平成 28 年改正の概要

措置事項の概要

1. クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録制度

- 加盟店に対しクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約（＝加盟店契約）を締結する事業者（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）について、登録制度を創設する。
- また、いわゆるアクワイアラーと同等の位置付けにある決済代行業者（フィンテック企業等）も、「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」として、アクワイアラーと同一の登録を受けられる制度を導入する。

2. 加盟店管理の強化

- クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対し、加盟店の調査等を義務付ける。

3. 加盟店におけるセキュリティ対策

- 加盟店に対し、クレジットカード番号等の適切な管理や不正利用対策を義務付ける。

これらの義務を課すにあたっては、技術革新などを取り込んでいくことができる柔軟な規制・制度となるよう配慮の上、措置がなされた。

セキュリティ対策の義務付けの水準については、個々の事業者に対し、各々のリスクに応じた措置を求め、「利便性と安全性」あるいは「コストとセキュリティ」の両立という課題を技術の力で解決¹し、「技術革新の果実を迅速に取り込んでいくダイナミックな仕組み¹」となるよう、「法令においてはセキュリティ確保に不可欠な機能（情報漏洩防止と不正使用防止）のみを定め、その実現手段・方法については、最新の技術を活かした各事業者の創意工夫に基づく多様な手法に対してオープンなものとすることで、各事業者の判断に基づいて、より適切なセキュリティ対策を講ずることができるようにする¹」こととした。

具体的なセキュリティ対策としては、「クレジット取引セキュリティ対策協議会」が策定する「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」を実務上の指針として、クレジットカード発行会社（イシュア）及びアクワイアラーは「PCIDSS 準拠又はそれと同等以上」の措置により、カード情報漏洩対策を講ずるとともに、加盟店においては、以下の通り、対策を講じることとなっており、2020 年3月に向け、カード情報の「非保持化」や決済端末の IC 化の取組が進んでいる。

¹ 平成 28 年 6 月 14 日「報告書 ～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～＜追補版＞」P12

【図2】実行計画における加盟店のセキュリティ対策

■クレジットカード番号等の適切な管理（改正法第35条の16）	
1. カード情報の漏えい対策	● 加盟店におけるカード情報の「非保持化」 ● カード情報を保持する事業者のPCIDSS※準拠 ※国際ブランドが共同で策定したカード情報に関するセキュリティ規格
■クレジットカード番号等の不正利用の防止（改正法第35条の17の15）	
2. 偽造カードによる不正利用対策	● 決済端末の「100%IC対応」の実現（2020年3月まで） ※クレジットカードの「100%IC化」の実現（2020年3月まで）
3. ネット取引等における不正利用対策	● リスクに応じた多面的・重層的な不正利用対策の導入 （パスワードによる本人認証、属性・行動分析等）

また、加盟店契約会社（アクワイアラー）における加盟店調査においても、同様の考え方のもと、「各アクワイアラー等が自社の営業実態やノウハウに応じ、初期審査と途上審査を柔軟に組み合わせた調査体制を整備できるよう、双方を総合して一定水準を確保することを許容するという「性能規定」的な考え方を採用²すべきであり、「実行可能で合理的な調査方法を検討すべきである²とされた。

当該改正法は平成30年6月1日に施行され、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録件数は、平成31年3月末時点で184件であり、今後、当該事業者による加盟店調査等が実施されるとともに、行政では、当該事業者に対する立入検査等を行うこととなる。

こうした技術の進歩を柔軟に取り込むことができる規制の下、より安全・安心なクレジットカード取引環境が構築されていくことが求められる。

2. 決済テクノロジーの進展と今後の規制体系のあり方

（1）決済テクノロジーの進化

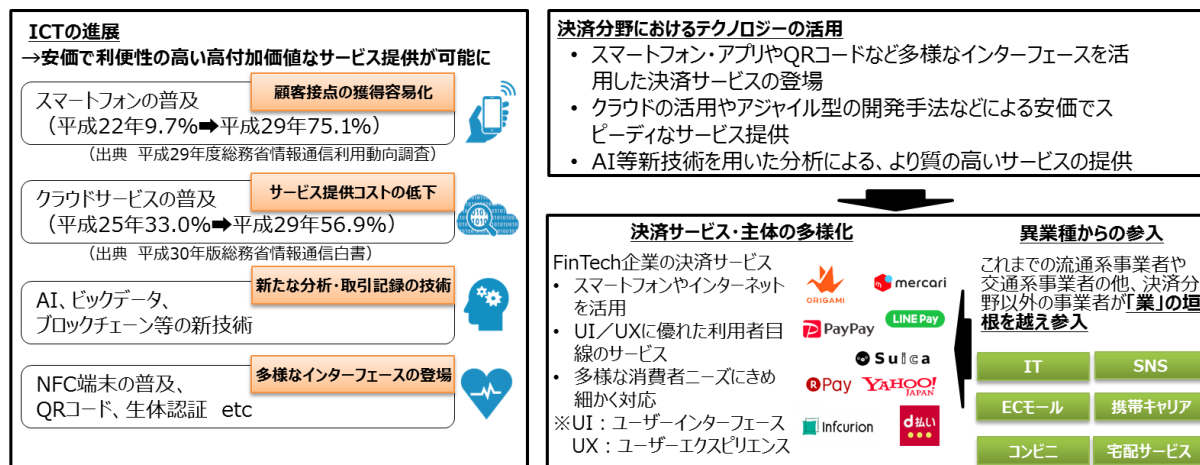
近年、ICTの進展に伴い、決済分野においても、決済テクノロジーが進化し、スマートフォン・アプリやQRコード等の多様なインターフェースを用いた決済サービスが登場している。特に、FinTech企業を中心に、ビッグデータ・AI等といった新たなテクノロジーを背景として、多様な消費者ニーズを捉えつつ、UI/UX³に優れた利用者目線のサービスが広がりを見せている。また、IT系・SNS系事業者やECモール事業者を始めとした決済分野以外の事業者の決済分野への参入も含め、従来の「業」の垣根を越えた決済サービス・主体の多様化が進んでいる。

² 平成28年6月14日「報告書 へクレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～」追補版>」P14

³ UI：ユーザーインターフェースの略。利用者がサービス等を利用する際のインターフェース。

UX：ユーザーエクスペリエンスの略。利用者がサービス等を通して得られる体験のこと。

【図3】決済テクノロジーの進化と決済サービス・主体の多様化

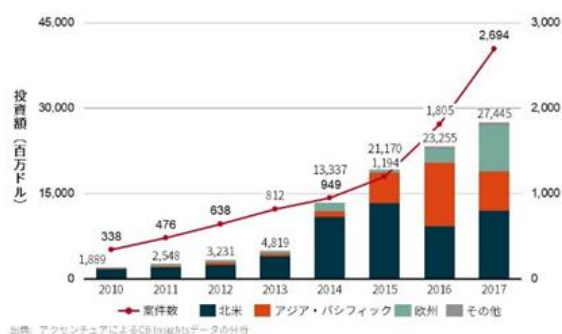


特に、FinTech 分野においては、従来の金融機関が有していた決済、融資、投資、保険、資産運用等の金融機能を利用者目線で個々に分解して提供すること(アンバンドリング)や、これらの金融機能を再統合することにより付加価値を加えた上で提供すること(リバンドリング)によって、金融機能・顧客・チャネルの再構築が進み、事業展開が拡大している。

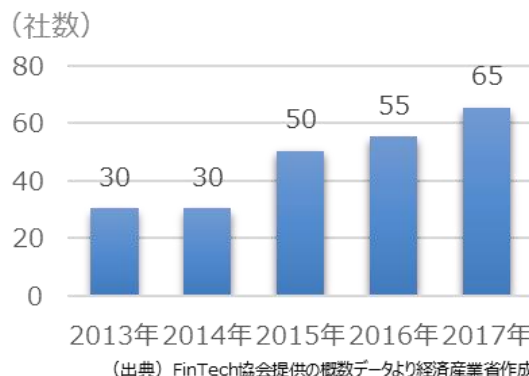
【図4】FinTech 企業の拡大

FinTech企業の拡大

FinTech分野へのグローバルな投資活動 (2010年～2017年)



FinTech企業の新規起業数 (2013年～2017年)



(2) 今後の規制体系のあり方

テクノロジーの進化に伴い、例えば、従来取得できなかった膨大なデータ(ビッグデータ)が取得できるようになるとともに、新たに AI 等の高度な分析手法が登場し、決済分野も含め、これらを事業活動の中で活用することが可能となっている。この技術革新は、一時的・断続的なものではなく、絶えず継続的に生まれるものであり、技術のあり様は常に進化を続けている。

割賦販売法制においても、こうした技術革新を適切に取り込むことで、より利便性の

高い消費者サービスの提供と、より高度で精緻な消費者保護が実現されることが期待される。一方で、これらの新たな技術・サービスは、既存の規制体系では捉えきれず、また、画一的な規制は新たな技術革新を阻害するおそれも指摘されている。このため、技術革新を適切に取り込んでいくためのより柔軟な規制の枠組みが求められている。

具体的には、リスクベース・アプローチや性能規定の導入など、技術の進展に対しても陳腐化・形骸化しない柔軟な規制への見直しや、RegTech／SupTechなどによる被規制事業者・行政双方の法規制対応の高度化など、規制手法の変革が必要である。

これまでの画一的で一律の規制の枠組みの中で存在していた方法のみならず、事業者の多様な取組を許容することは、リスクを増加させる要因ではなく、むしろ、事業者の創意工夫やイノベーションを通じてより安心・安全な取引環境を構築するために重要な方法であり、消費者保護を精緻化するアプローチであると考えられる。今後、こうした取組を促進することにより、我が国の後払い決済サービスにおける消費者保護を精緻化し、テクノロジー社会を前提とした新たな安心・安全なクレジットカード利用環境の整備を進める必要がある。

(3) 未来投資会議からの要請

平成 30 年 11 月に公表された「経済政策の方向性に関する中間整理」では、新規事業者の参入を促進することを踏まえ、決済分野における法制の見直しについて検討することが求められており、こうした要請も踏まえながら、割賦販売法制のあり方について検討を進める必要がある。

【図5】未来投資会議 経済政策の方向性に関する中間整理

未来投資会議 経済政策の方向性に関する中間整理 (H30/11)

個人・事業者がより便利な条件で金融・商取引サービスが可能となるよう、現在の業態ごとの関連法制を同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制へと見直し、**新規事業者の参入を促進**する。来夏までに、**フィンテック事業者を含む様々な主体が新たなサービスを提供している決済分野等**を中心に、基本的考え方の整理を行う。

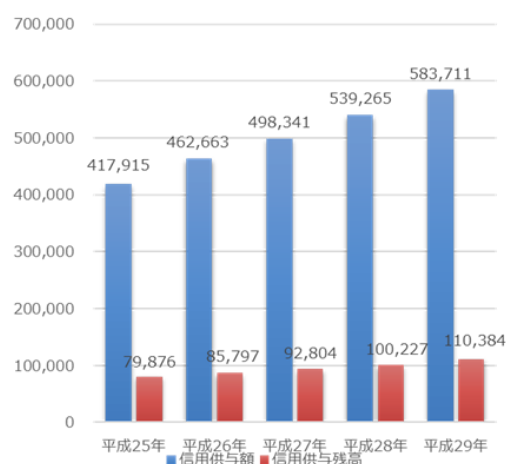
【参考】包括信用購入あつせん(クレジットカード)の動向

平成 29 年の信用供与額は 58.4 兆円(前年比+4.4 兆円)とクレジットカード決済は堅調に増加傾向にある一方、包括信用購入あつせん登録業者は平成 30 年 12 月末時点で 255 社(平成 26 年同月比▲8社)と微減しており、直近5年間の新規の登録事業者は 16 社、廃業は 22 社となっている。

また、資本金額3億円以上の企業が信用供与残高で全体の 84%を占めるなど、市場の多くを、大企業が占めている。企業系統別では、銀行系が 59%を占め(うち 90%が地方金融機関系)、残りの 41%も信販会社等が占めるなど、従来の銀行系・信販系を中心とした産業構造にある。

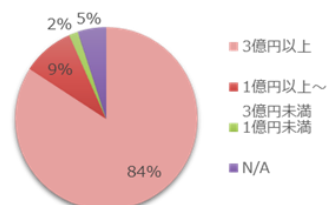
【図6】クレジットカードショッピングの信用供与額・信用供与残高の推移／
資本金額別信用供与残高と企業系統別分類

クレジットカードショッピングの信用供与額、信用供与残高の推移

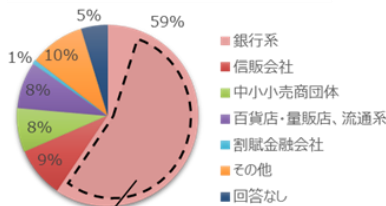


(出典) 一般社団法人日本クレジット協会「日本のクレジット統計2017年(平成29年版)」を元に経済産業省作成

①資本金別信用供与残高の割合



②包括信用購入あつせん業者の企業系統別の割合



うち90.1%は地方金融機関又はそのグループ会社

(出典) ①② 平成30年度商取引適正化・製品安全に係る事業 (FATF第4次審査に向けたクレジットカード・商品先物・私設私書箱等関連業界の実効的課税実現可能な取組に関する調査) にて行った包括信用購入あつせん業者向けアンケートの結果をもとに集計。(母数: 回答があった242社、基準日: 平成30年9月末時点)
①資本金額について回答があった196社を集計。信用供与残高は指定信用情報機関の統計情報を元に集計(平成30年12月時点)。N/Aは資本金額について回答がなかった事業者及び包括信用購入あつせん事業者以外の信用供与残高の合計。

第2章 具体的な見直しの方向性

第1節 リスクベース・アプローチと性能規定の導入⁴

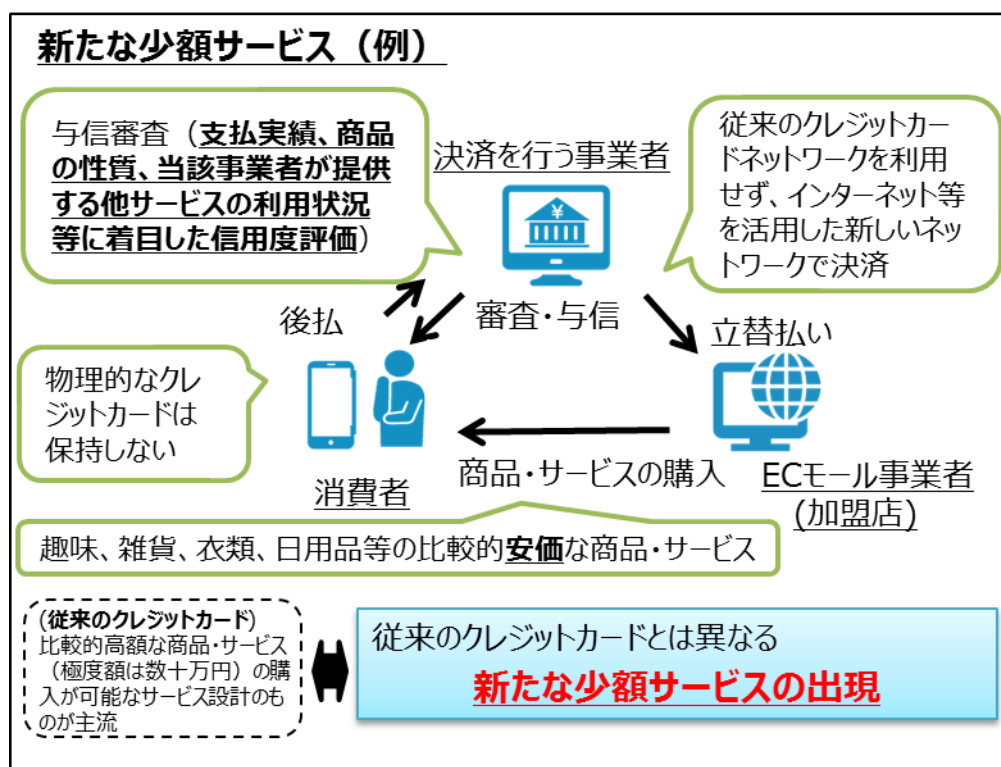
1. リスクベース・アプローチ

(1) 新たな少額サービスにおけるリスク

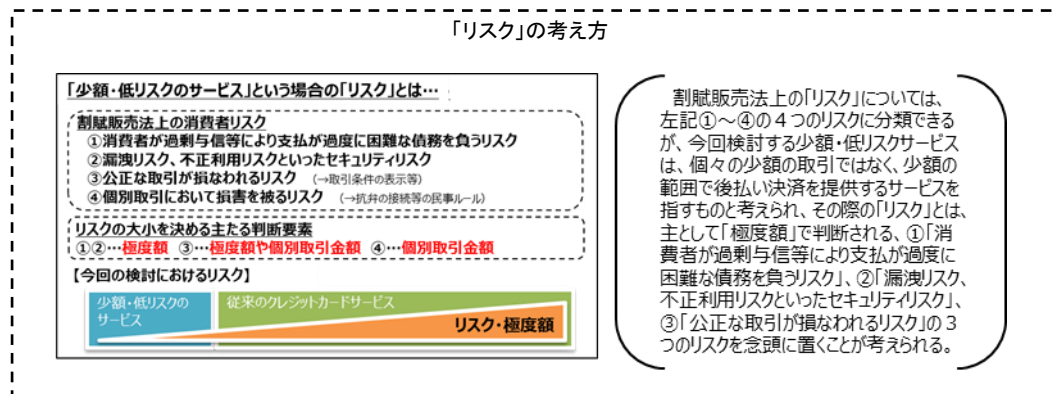
従来、クレジットカード決済は、比較的高額な商品・サービス（極度額は数十万円）の購入が可能なサービス設計のものが主流であったが、テクノロジーの進化により、膨大なデータの収集・解析などを通じ、少額な範囲で高度なリスク管理手法を活用したサービスの展開が可能となるなど、決済サービス・主体の多様化が進んでいる。

例えば、FinTech 企業等による新たな少額サービスとして、日常生活・趣味等に関する比較的安全な商品・サービスの決済に用いられるものが登場している。こうしたサービスは、主として、スマホやインターネット等を活用し決済を完結させるものであり、技術・データを活用した与信審査手法なども駆使しながら、少額の範囲において、消費者ニーズにきめ細かく対応するものである。こうした多様な決済サービスについて、より円滑な事業展開を促進することによって、更なる消費者利便の向上が見込まれる。

【図7】新たな少額サービス（例）

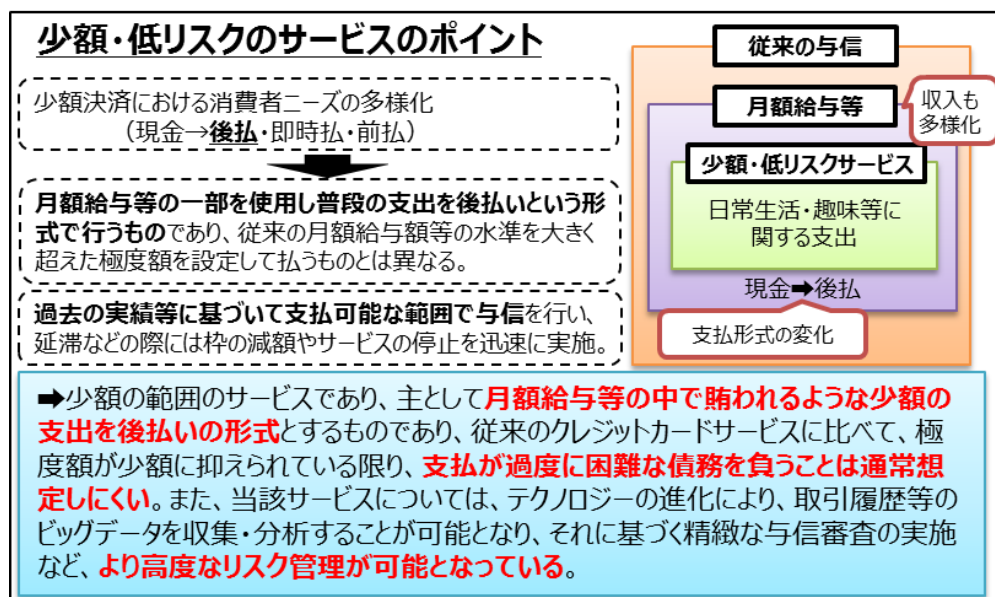


⁴ 現在の決済横断法制を巡る議論でも論じられているとおり、従来の「業」の垣根を越えた決済サービス・主体が出現する中で実効的な法制を構築するためには、金融・決済を機能別に捉えることが必要になっている。他方、過剰又は過小とならないような適正な法規制の水準を確保するためには、機能のみならず、リスクに応じた規制体系であることが必要となる。即ち、割賦販売法を含む決済法制においては、機能別・リスクに応じた法制のあり方を検討することが求められている。こうした観点をも踏まえつつ、本節では、リスクと規制の関係について検討を行うものである。その際、「リスク」については、クレジットカード取引の機能が「決済＋与信（信用供与）」であることを踏まえると、事業者側で管理することとなる事業リスクと消費者保護の観点からの消費者リスクがある。今次の割賦販売法制の検討においては、割賦販売法が前者の事業リスクではなく、後者の消費者リスクに着目した法制であることを踏まえ、消費者リスクを念頭に検討を行うものとする。



新たな少額サービスは、少額の範囲のサービスであり、主として月額給与等の中で賄われるような少額の支出を後払いの形式とするものであり、従来のクレジットカードサービスに比べて、極度額が少額に抑えられている限り、支払が過度に困難な債務を負うことは通常想定しにくい⁵。また、当該サービスについては、テクノロジーの進化により、取引履歴等のビッグデータを収集・分析することが可能となり、それに基づく精緻な与信審査の実施など、より高度なリスク管理が可能となっている⁵。こうした新たに登場している「少額・低リスクのサービス」について、規制のあり方を検討することが必要である。

【図8】少額・低リスクのサービスのポイント



少額サービスという場合の「極度額」の範囲については、そのサービス実態を踏まえ、①月額給与等から概ね支払が可能と考えられる範囲であること、②主として日常生活・趣味等の支払が想定されること、③事業者の実務実態として10万円程度が一つの指標であること、④消費者ニーズを踏まえ、新たな決済サービスとして、10万円程度の上限のものが出現してきていることから、極度額ベースで10万円程度が想定される。(このため、個々の利用者の極度額は与信審査により概ね数千円から数万円程度の範囲で設定される。)

⁵ 極度額が少額であるということについては、支払が過度に困難な債務を負うリスク（や不正利用に伴う損失リスク）を小さくする機能を有し、精緻な与信審査による高度なリスク管理は、リスクの測定を高度化することにより、高リスクの取引を排除する形で機能する。

(2) 割賦販売法における現行規制(一律の法規制)

従来とは異なる少額・低リスクのサービスなど、決済サービス・主体の多様化が進んでいるにも関わらず、2ヶ月超・リボ払いの後払いサービスに対し、割賦販売法における多くの規制においては、事業規模やリスクによらず、従来型の比較的高額なサービスを想定した重い規制が一律に課されている(一部の民事ルール等を除く)。

【図9】包括信用購入あつせんにかかる規制の概要

包括信用購入あつせんにかかる規制の概要		
条文	規制項目	概要
第30条	取引条件の表示義務	書面交付(支払の回数、手数料率、支払総額算定例、極度額等)
第30条の2 第30条の2の2	支払可能見込額調査 これを超える与信の禁止	年収、債務の支払状況、生活維持費等を調査 (極度額30万円以下であって一定の場合等を除く)
第30条の2第3項	指定信用情報機関の信用情報の使用義務	債務の支払状況等の確認を義務付け
第30条の2の3	書面交付義務	書面交付(支払総額、回数、延滞時の損害賠償の内容等)
第31条	登録	業として営むには登録が必要
第33条の2	資本金額(登録拒否要件)	2,000万円以上
第33条の2	体制整備(登録拒否要件)	公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制の整備
第30条の4	抗弁の接続	4万円以上(リボ払いは3万8千円以上)
第30条の5の2	苦情処理	苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置
第35条の16	クレジットカード番号等の適切管理	漏洩防止等、クレカ番号等の適切な管理のために必要な措置
その他、犯罪収益移転防止法による本人確認等の義務		

(3) リスクベース・アプローチの導入

テクノロジーの進化を背景に決済サービス・主体が多様化する中で、割賦販売法においても、一律の規制ではなく、リスクに応じ柔軟な規制を行う「リスクベース・アプローチ」の考え方を導入することが適当である。特に、新たに登場している少額・低リスクのサービスについては、事業展開を円滑化することにより、消費者の利便性を向上させるものであり、こうしたサービスを提供する事業者については、内在するリスクを分析し、消費者保護とのバランスを保ちつつ、リスクに応じた相応の規制を課することが適切である。

こうしたアプローチは、目的との関係において規制は必要最小限でなければならないとする「比例原則」⁶の考え方からも適切であると考えられる。

今般の検討では、一律の規制となっている行政規制(行為規制等)をリスクベース・アプローチの適用の検討対象とした。

具体的には、行政規制として、支払可能見込額調査、指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務(後述)、クレジットカード番号等の適切管理、取引条件の表示義務・書面交付義務、苦情処理、登録、資本要件、体制整備といった規制があるが、これらのうち必要なものについて、リスクベース・アプローチを適用することとする。これらについてリスクベース・アプローチの考え方に基づき見直しを行う方向性としては、例えば、そ

⁶ 「支払可能見込額調査の義務付けは、信用購入あつせん業者の営業の自由及び消費者が与信を受けて商品等を購入する自由の双方に制約を加えるものであり、過剰与信防止という目的との関係において規制は必要最小限でなければならない」(出典：割賦販売小委員会報告書(平成29年5月10日))

れぞれ次のようなことが考えられ、今後これらを含め、具体的な制度のあり方を整理し、制度化を図る必要がある。

【リスクベース・アプローチを割賦販売法に適用した場合の見直しとして考えられる方向性】

- ・ クレジットカード番号等の適切管理
少額・低リスクのサービスの場合、事業環境等を踏まえつつ、そのリスクに応じた適切管理のあり方とすることを検討しうるのはではないか。なお、国際ブランドの付帯しないカードについては、実行計画⁷でリスクに応じた対応が求められており、これを基本とした取組が求められるのではないかな。
- ・ 取引条件の表示義務
その内容について、少額・低リスクのものについては、必要最低限のものにすること等が検証しうるのはではないか。
- ・ 苦情処理
抜け漏れのない苦情対応を前提としつつ、苦情処理の方法・体制については、その事業実態・リスクに応じた対応を検討しうるのはではないか。
- ・ 資本要件（現行 2,000 万円）
その必要性や有効性を検討する必要があるのではないかな。
- ・ 体制整備
少額・低リスクのサービスにおいては、事業環境等を踏まえつつ、リスクに応じたものとして検討しうるのはではないか。

なお、クレジットカードを巡る規制については、割賦販売法その他、犯罪収益移転防止法による本人確認等の義務があるが、こうしたマネーロンダリングに関する規制に関しては国際的にリスクベースで考えることが基本とされており⁸、更なる柔軟化の要請もあること等を踏まえ、今後の検討課題とすることが考えられる。

（4）セーフティーネット

少額・低リスクのサービスに対してリスクベース・アプローチを適用する場合、一方で消費者トラブルや法令違反を防止するためのセーフティーネットの措置を検討する必要がある。具体的には、①RegTech／SupTech の活用などによる執行強化、②罰則などの事後規制⁹のあり方、③成年年齢引下げを見据えた新成年への対応の充実といったことが考えられる。

⁷ クレジット取引セキュリティ対策協議会にて策定する「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」

⁸ FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）にて策定されているマネロン・テロ資金供与対策の国際基準において、「リスク・ベース・アプローチのコンセプトを明確にするとともに、マネロン・テロ資金供与関連のリスク評価をより幅広く行い、高リスク分野では厳格な措置を求める一方、低リスク分野では簡便な措置の採用を認めることで、より効率的対応を求めること」とされている。（出典：<https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120217-1.html>）

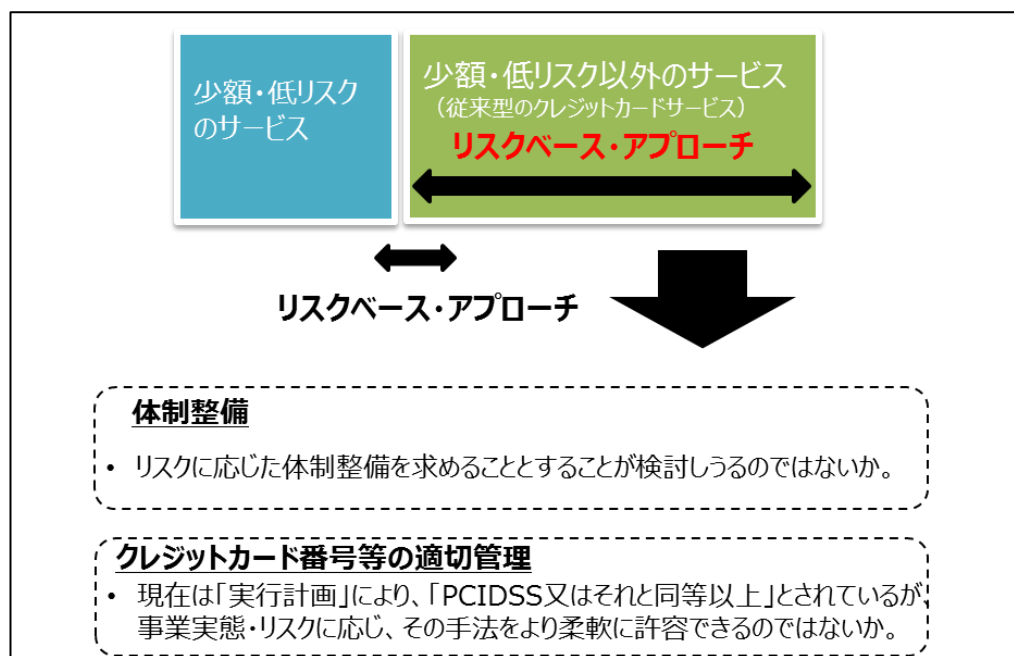
⁹ 現行法の事後規制には、改善命令（30 条の 5 の 3 等）、カード等の交付等の禁止（34 条）、登録取消し（34 条の 2）、報告徴収、立入検査（40 条、41 条）、刑事罰（49 条等）が存在する。

(5) 従来型のクレジットカードサービスへのリスクベース・アプローチの適用

リスクベース・アプローチの適用にあたっては、「少額・低リスクのサービス」と「従来型のクレジットカードサービス」の間での適用のみならず、「従来型のクレジットカードサービス」の範囲内においてもこれを適用することが適切であると考えられる。その際、具体的にどのように適用していくかについては更に検討を進めていく必要がある。

例えば、体制整備要件について、リスクに応じた体制整備を求めることとすることや、クレジットカード番号等の適切管理について、現在は「実行計画」により、「PCIDSS 準拠又はそれと同等以上」とされているが、事業実態・リスクに応じ、その手法をより柔軟にすることが考えられる。今後これらを含め、具体的な制度のあり方を整備し、制度化を図る必要がある。

【図 12】従来型のクレジットカードサービスへのリスクベース・アプローチの適用



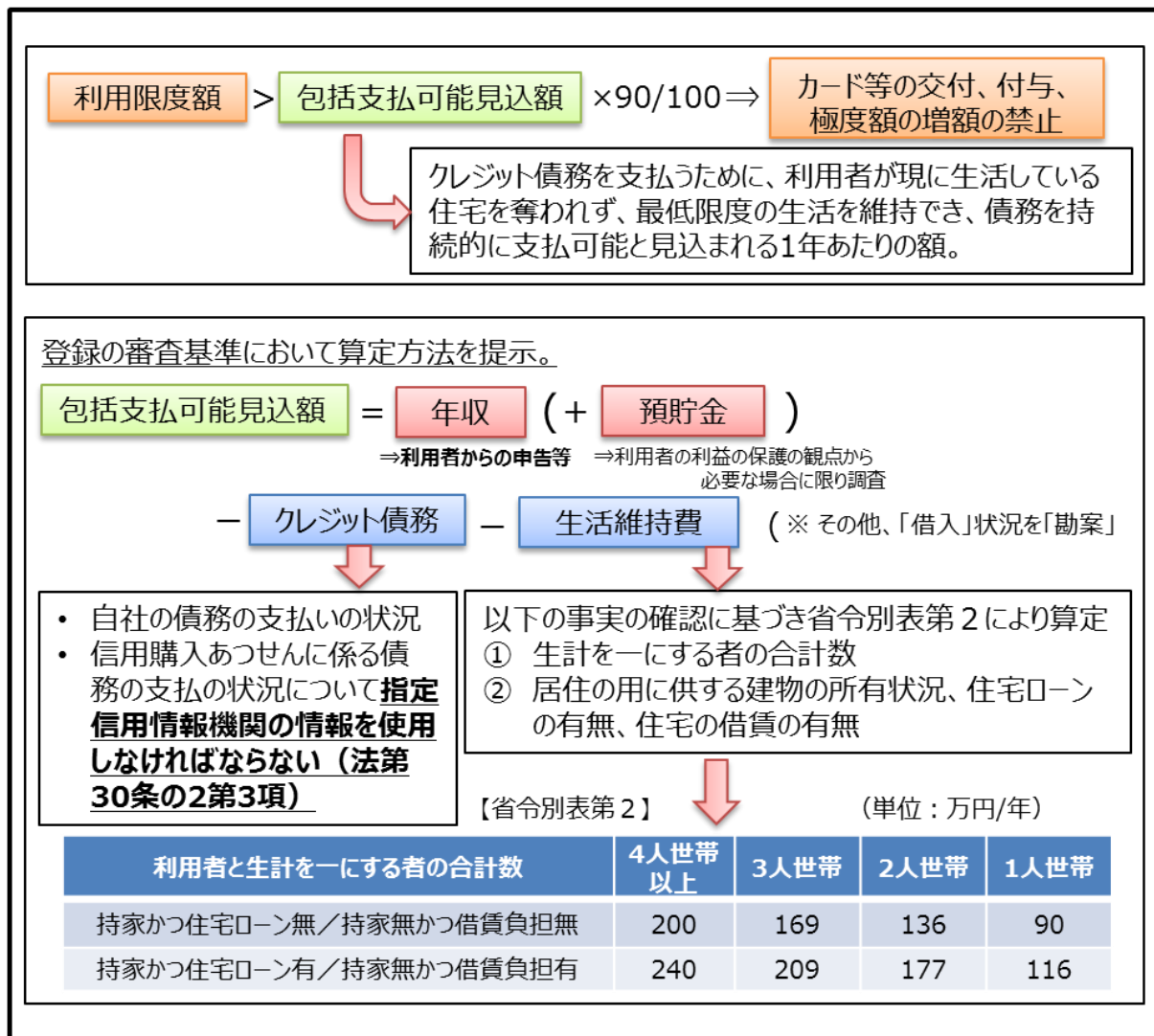
2. 技術・データを活用した与信審査(性能規定の導入)

(1) 現行規制における与信審査

割賦販売法において、支払可能見込額調査として、調査事項、調査方法(指定信用情報機関の信用情報の使用義務等)及び算定方法が一律に規定されている。

【図 13】支払可能見込額調査の概要

支払可能見込額調査の概要（法第30条の2、30条の2の2）



支払可能見込額調査と指定信用情報機関の信用情報の使用・登録については、平成 20 年割賦販売法改正において導入されたものであるが、平成 19 年 12 月にとりまとめられた当時の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会の報告書では、以下の通り記述されている。

「我が国において多重債務に陥っている者が200万人超に上ると言われている中、…貸金業法の改正が行われ、…新たな多重債務防止対策が講じられた。

多重債務に陥る危険度という観点からは、商品の購入等に対して与信が行われるクレジット

ト取引については、借金返済等のための借入れも可能な貸金と異なり、雪だるま式に債務が累積する可能性は少ない。他方、個品割賦購入あっせん取引が訪問販売業者による「次々販売」のような悪質な販売行為に利用されることで消費者が過剰な債務を抱える危険性が指摘されている。

したがって、クレジット取引が持つ消費者への利便性と消費者の適正な購買意思を阻害することのないよう配慮しつつ、与信事業者たる割賦購入あっせん業者に対しても、自らの過剰与信防止を促し、ひいては販売業者による次々販売の未然防止にも資するルール整備が必要である。…

現行割賦販売法第 38 条は、信用情報機関を利用した支払能力の調査を努力義務として定めているが、過剰与信防止のためには実効性に欠けている。特に、個品割賦購入あっせん取引については、信用情報機関を十分に利用していない事業者が相当数あり、高齢者等を狙った次々販売等の場合の過剰与信を防止する有効な手立てとなっていないのが現状である。

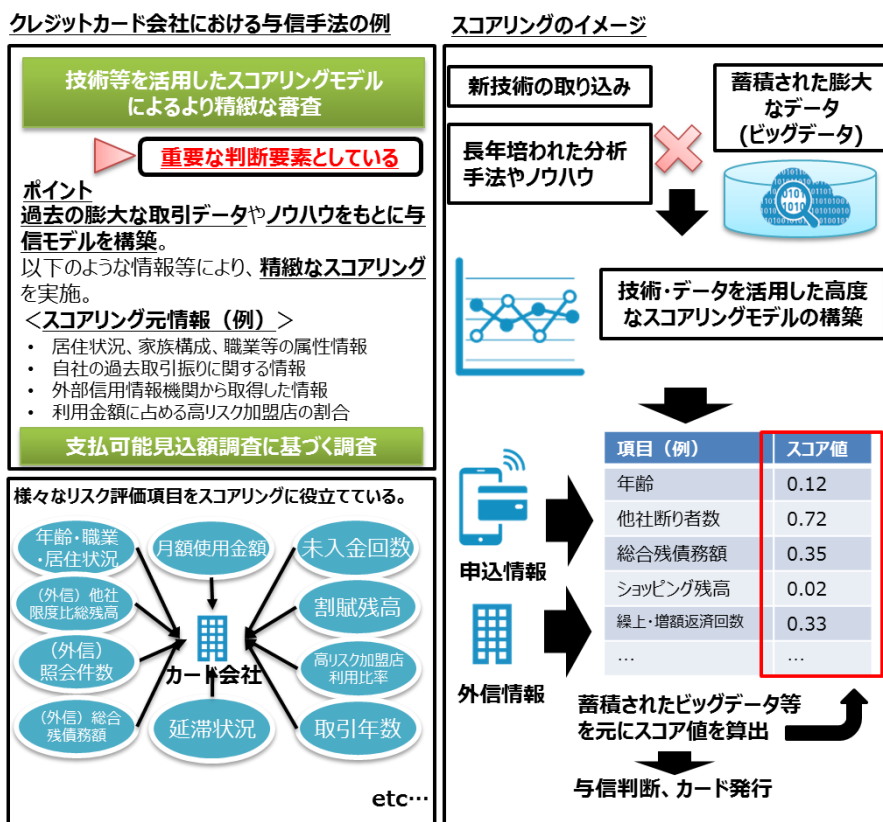
このため、支払能力を調査して過剰与信を防止することを義務づけるとともに、支払能力の調査に当たり信用情報機関を利用すること、また調査結果の信用情報機関への登録の義務づけを図る必要がある。また、特に過剰与信被害が多発している訪問販売等に個品割賦購入あっせんが利用される場合については、より詳細な調査を行うことを与信業者に義務づけ、実効性ある過剰与信規制をする必要がある。」

このように、当時の議論の中心は、訪問販売等による次々販売に係る個品割賦購入あっせん取引に置かれていたが、実際には、支払可能見込額調査及び指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務は、割賦購入あつせん業者一般について措置された。今回の検討は、当時とは異なり、近時、テクノロジーの進化により、以下の通り、ビッグデータ・AI 等の技術・データを用いて与信審査ができるようになる中で、現在の技術環境や消費者保護を巡る状況等を踏まえ、クレジットカード（包括信用購入あつせん）の分野におけるこれらの措置のあり方について行われたものである。

（２）技術・データを活用した与信審査

一方、事業者の実態をみると、クレジットカード会社では、割賦販売法の支払可能見込額調査は行いつつも、別途、技術・ノウハウを活用しつつ膨大な実績データ等に基づきより精緻なスコアリングモデルによる与信審査を行い、これを重要な判断要素としている企業もある。

【図 14】クレジットカード会社の与信審査の実態



また、レンディング分野においては、ビッグデータや AI を活用した与信審査のためのテクノロジーが急速に発達し、国内外において、これら技術を活用した新たな与信審査手法が数多く出現し、与信の精緻化が進んでいる。

【図 15】レンディング分野における与信審査の例

～レンディング分野における与信審査の例～

AI・スコアレンディング

J.Score（みずほ、ソフトバンク）

AIを活用して、「生活」「性格」「ファイナンス」などの利用者のさまざまな情報から、**信用力と可能性**（現在の信用力のみならず将来の信用力を推定）をスコア化。

トランザクションレンディング

Rakuten

楽天市場出店店舗に対して、**市場での売り上げ実績**等を元に融資枠を設定。また、楽天市場楽天カード**売上分からの支払い**とすることで資金管理を厳格化。

ビッグデータ活用

ALTOA（弥生、オリックス）

会計ソフト「弥生」が持つビッグデータ、「オリックス」が持つ与信ノウハウ、「d.a.t.」のAI技術を活用した与信モデルを通じ、インターネットによるスモールビジネス向け融資サービスを展開。**決算書情報など一時的な静的データではなく、主として日々の仕訳データなどの動的データを活用した与信モデルを構築。**

動的データ活用

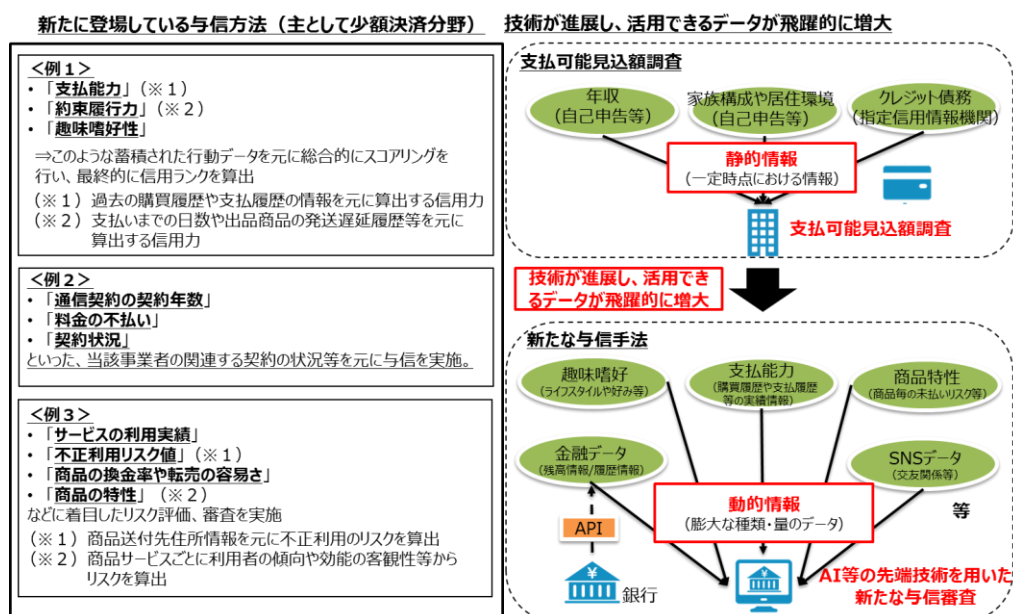
Kabbage（米国）

電子商取引でのデータ（ショップの売上・在庫データやサイトのトラフィック、顧客からのレビューなど）を用いて独自のスコアリングを実施。
個人ローンにおいても**口座やカード決済状況をモニタリング**して融資するサービス「Karrot」を提供。

（出典）各社HP情報等を元に作成

少額決済分野においても、技術の進展により、従来の年収や預貯金といった一定時点での情報（静的情報）だけでなく、支払・取引履歴、購入商品データ、金融データ、詳細属性情報といった膨大な種類・量のデータ（よりリアルタイム性の高い動的情報）を取得することができるようになり、また、これらを AI 等により精緻に解析した与信審査が可能となっている。

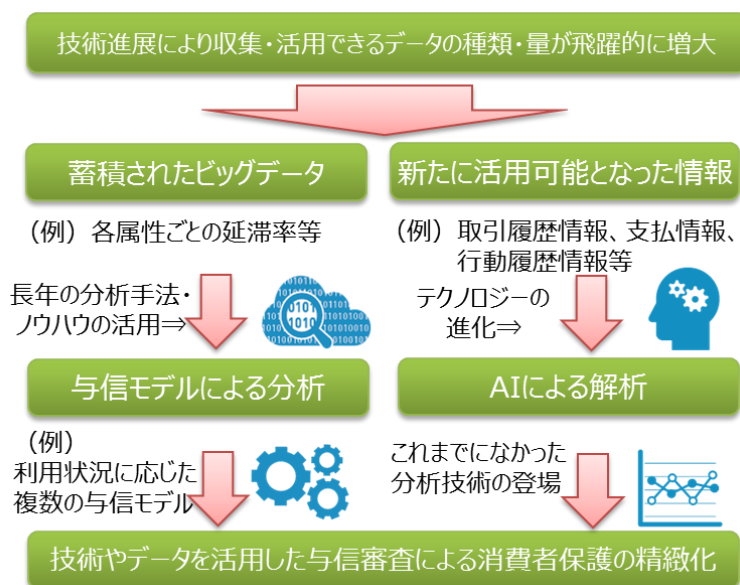
【図 16】少額決済分野における与信審査



(3) 与信審査における性能規定の導入

与信審査において、かつては考えられなかったようなデータも含め、様々なデータを利用することが技術的に可能となっている中、一律の規制ではなく柔軟な規制により、技術革新を取り込みつつ、より精緻な与信審査を促進することは、より安全で安心なクレジットカード利用環境を整備するうえで、有効な手段である。

【図 17】技術・データの活用による消費者保護の精緻化



また、技術・データを活用した与信審査を許容し、与信イノベーションを促進することを通じ、より高度な分析手法が生まれるとともに与信審査の精度が向上する。これが過剰与信防止に結びつくよう運用されることにより、更なる過剰与信防止の精緻化につながるといった、好循環を生み出すこととなる。同時に、当該与信イノベーションは、消費者が適正な与信サービスを享受することができるよう運用されることが必要である。

以上より、過剰与信を防止するための与信審査における手法についても、技術・データの活用が進む中、割賦販売法において、「性能規定」¹⁰の考え方を導入し、こうした技術革新を適切に取り込んでいくためのより柔軟な規制の枠組みとすべきである¹¹。

また、画一的な与信規制によらず、性能規定により各社が技術・データを用いた与信手法を行う場合、各企業の与信管理体制及びそれを監視するガバナンスが重要となる。

¹⁰ 性能規定に関しては、平成 28 年 6 月 14 日にとりまとめられた「報告書 ～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～＜追補版＞」p12 にて、「製品安全・保安分野においては、技術進歩や新製品へのより柔軟な対応を可能とするため、製品等が満たすべき技術基準について国が寸法・数値、形状、材質、計算式等の詳細を定める「仕様規定」から、製品安全・保安に不可欠な性能のみを定め、当該性能を実現するための具体的な手段・方法など問わないとする「性能規定」への転換が図られている。…クレジットカード取引のセキュリティ分野においても、「利便性と安全性」あるいは「コストとセキュリティ」の両立という課題を、技術の力で解決することが重要であり、技術革新の果実を迅速に取り込んでいくダイナミックな仕組みを作ることが求められる。こうした観点から、製品安全・保安分野におけるいわゆる「性能規定」の基本的な考え方を取り込むことが適切である。法令においてはセキュリティ確保に不可欠な機能（情報漏えい防止と不正使用防止）のみを定め、その実現手段・方法については、最新の技術を活かした各事業者の創意工夫に基づく多様な手法に対してオープンなものとすることで、各事業者の判断に基づいて、より適切なセキュリティ対策を講ずることができるようにする必要がある。」とされている。

加えて、与信審査における性能規定の導入に関しては、平成 29 年 5 月 10 日にとりまとめられた「報告書～クレジットカード取引及び前払式特定取引の健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～」P23 において、「大多数の平均的な消費者の利便性を阻害することのないよう、FinTech の活用等により新たな手法の開発や運用に向けた各社の創意工夫を促すべく、「性能規定」の考え方に基づき、過剰与信防止という目的を達成するための具体的な手続や方法を特定しない規定とした上で、過剰与信防止の観点から各社の手法の実効性をチェックするための一定の共通指標を設け、検証できるようにする方向での改正を目指すべきであるとの多数の意見があった。一方で、過剰与信防止という社会的な要請に基づく義務付けであることを踏まえ、性能規定の考え方の下で個社の裁量判断に多くを委ねてしまうことに懸念を示し、より慎重な審議を要するとの意見もあった。」といった議論があったところである。

¹¹ なお、性能規定の適用については、いわゆるパーゼルⅡ（※１）をはじめ、事業者におけるリスク管理との関係ではあるものの、リスク管理のインセンティブを尊重することで監督上の目的を達成するという「インセンティブ・コンパティブル・アプローチ」（※２）の考え方があり、こうした実践からも性能規定の有効性が示唆される。

（※１）パーゼルⅡ…「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」を指す。パーゼル銀行監督委員会により 1988 年にパーゼルⅠが策定され、これが 2004 年に改定されたもの。

（※２）インセンティブ・コンパティブル・アプローチ…「金融機関の自主的なリスク管理のインセンティブを阻害するような規制手法ではなく、むしろこれを尊重し、市場規律を活かす手法を採用することにより監督上の目標を達成するという」考え方。（出典 <https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=16536>）

3. 与信審査におけるリスクベース・アプローチと性能規定の導入

(1) 基本的な考え方

FinTech 企業による購入履歴等のビッグデータ・AI 解析を活用した与信審査手法や、クレジットカード会社による過去の膨大なデータ・蓄積されたノウハウを活用した与信審査手法などが出現している中、性能規定の考え方に基づけば、技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができるとすべきである¹²。

また、性能規定の導入にあたっては、少額・低リスクのサービスに対し、そのリスクに応じた相応の規制を課すなど、リスクベース・アプローチの観点も踏まえつつ、制度設計がなされるべきである。

(2) 性能規定の評価主体と基準

事業者における技術・データを活用した与信手法が支払能力を超えた与信につながらないと考えられうるかどうかを評価する主体については、事業者が自ら判断・評価する方法と行政等の第三者がチェックをする方法が考えられる。また評価のタイミングとしては、事前と事後の2つの場合が考えられる。適切に過剰与信防止措置を講じていくためには、行政等の第三者が事前にチェックを行うとともに、事後的にも、行政等の第三者に対し、定期的なレポート等によりチェックをすることが必要である。

また、事業者においては、①技術・データを活用した解析手法、スコアリング手法により与信審査を行っていること(但し、その手法については、性能規定の考え方に基づき、一律の要件を定めることとはしない)、②延滞率(又は貸倒率)を一定の水準・範囲とすることが求められる。延滞率(又は貸倒率)の設定にあたっては、自社実績等を基本としつつ、必要に応じ業界平均等も加味することとし、リスクベース・アプローチの考え方に基づき、各社ごとの基準を設定することとする。

以上により、性能規定の適用にあたっては、当該事業者が用いる与信審査手法を明らかにした上で、延滞率(又は貸倒率)を適切に設定するとともに、定期的なレポートを行うことを通じ、事前チェック及び事後チェック(プレッジ・アンド・レビュー)により、適切な管理を担保することとする。その際、いたずらに事業活動を制約することがないよう、経済環境の変化等に留意することが必要である。

なお、平成20年改正時の内外環境を踏まえた改正趣旨に照らし、技術・データを活用して支払可能な能力が判断できる場合において、他社でのクレジット債務額を把握することなく与信審査を行う場合には、支払可能見込額調査に代替しうる性能を確保できるか否かについても確認することが求められるといった慎重な意見もあった。

¹² 全てのクレジットカード会社が AI やビッグデータを活用した与信審査の手法を開発運用できるわけではないことから、引き続き支払可能見込額調査に基づく与信審査の手法も残しておく必要がある。

また、「消費者利便の向上あるいは消費者保護の精緻化の観点から、独自に高度な与信審査システム等を開発が出来ないクレジットカード会社に対して、ビッグデータと高度な分析により精度の高いスコアリングシステム等が出来る事業者から、スコアリング結果等の提供を受けることが出来る環境づくりについても検討が必要である。」との意見があった。

(3) 指定信用情報機関の信用情報に関する整理

① 指定信用情報機関の役割

指定信用情報機関は、これまでクレジットカード利用者の膨大な信用情報を蓄積し、これをクレジットカード会社に提供することで、その適正な与信審査に貢献し、安全・安心なクレジットカード取引を確保するために重要な役割を果たしてきた。この役割と蓄積された信用情報の重要性は、今後の制度体系の中でも、引き続き、変わるものではない。他方、技術革新をはじめ、社会環境が変化する中で、信用情報の使用・登録のあり方など、その制度や業務運営のあり方については、こうした変化に見合った合理的な形態に変化していくことが求められる。具体的には、「比例原則」に基づく必要最小限度の合理的な規制の下に、信用情報の利用者(事業者)・消費者双方の目線に立った効率的な業務運営がなされることが必要となる。

② 指定信用情報機関の信用情報の使用義務

割賦販売法第30条の2において、支払可能見込額調査を行う際においては、指定信用情報機関の信用情報を使用することが義務付けられている¹³。当該義務については、あくまでも現行の支払可能見込額調査の仕組み(計算式)を用いて支払可能な能力・額を算定する場合に必要な情報(クレジット債務等)を参照する義務¹³である。従って、性能規定の考え方に基づき、購入履歴等のビッグデータ・AI分析や過去データ・ノウハウに基づく与信審査により、支払可能な能力を判断できるものとして、支払可能見込額調査を行わない場合には、支払可能見込額調査の算定式を用いず、技術・データに基づく与信モデルを用いることとなるため、必ずしも指定信用情報機関の信用情報の使用は必要とはならない。このため、当該情報の使用を一律の義務としては課さない¹⁴ことが適当であると考えられる。

割賦販売法は、包括信用購入あっせん業者に対して、支払可能見込額調査の義務により、あくまでも利用者の支払可能と見込まれる額を算定する義務を課するのであって、当該利用者の延滞状況や他社債務を含めた債務額の多寡によって与信の可否を決めることを求めていることから、技術・データの活用によって当該利用者の支払可能な額が判断される場合には、必ずしも指定信用情報機関の信用情報の使用義務は必要ないと考えられる。

また、現行規制では、極度額30万円以下の場合には支払可能見込額調査の適用除外とする一方、指定信用情報機関への照会の結果、延滞等がある場合には、支払可能見込額調査を行うこととなっている(即ち、現行では極度額によらず、指定信用情報機関の信用情報の使用が事実上義務づけられている)。この指定信用情報機関への照会は、割賦販売法上は、あくまでも、支払可能見込額調査を行う必要があるか否か

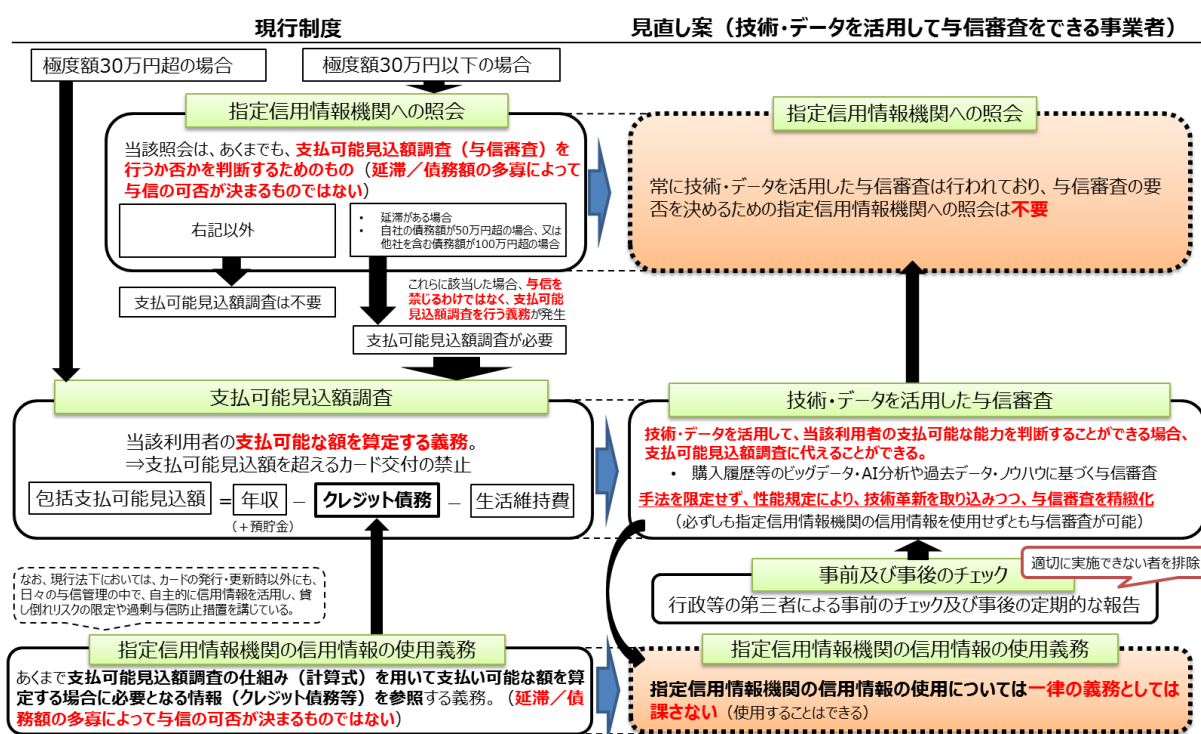
¹³ 割賦販売法第30条の2第3項では「包括信用購入あっせん業者は、第1項本文の規定による調査(支払可能見込額調査)を行うときは、…指定信用情報機関…が保有する特定信用情報…を使用しなければならない」とされているが、他方、「支払可能見込額調査」を行わない場合においても、支払能力の調査にあたり指定信用情報機関を利用することと登録の義務づけが必要であるの見解もあった。

¹⁴ 一律の義務としては課さないものの、事業者が与信判断をする際に、自己の判断として必要と考える場合には、当該情報を使用することができることは当然である。

を判断するための義務であり（延滞／債務額の多寡によって与信の可否を決めることを求めてはいない）、支払可能見込額調査に代えて、技術・データを活用した与信審査を行う事業者において、常に与信審査が行われている場合には、与信審査の要否を決めるための指定信用情報機関への照会は不要である。

他方、現行法の体系を必ずしも前提としない立場から、他社のクレジット債務についてすでに延滞等が発生している情報を把握することなく与信審査することによって、多重債務防止の性能が確保できるのかとの観点から、技術・データを活用した与信審査の性能をどう見るかという検討が必要ではないか、また、技術・データを活用して支払可能な能力が判断できる場合においても、支払能力の調査に当たりクレジット業界全体で与信情報を共有することによる多重債務防止の機能を保持することが必要ではないかという意見もあった。

【図 18】指定信用情報機関の信用情報の使用義務に関する整理

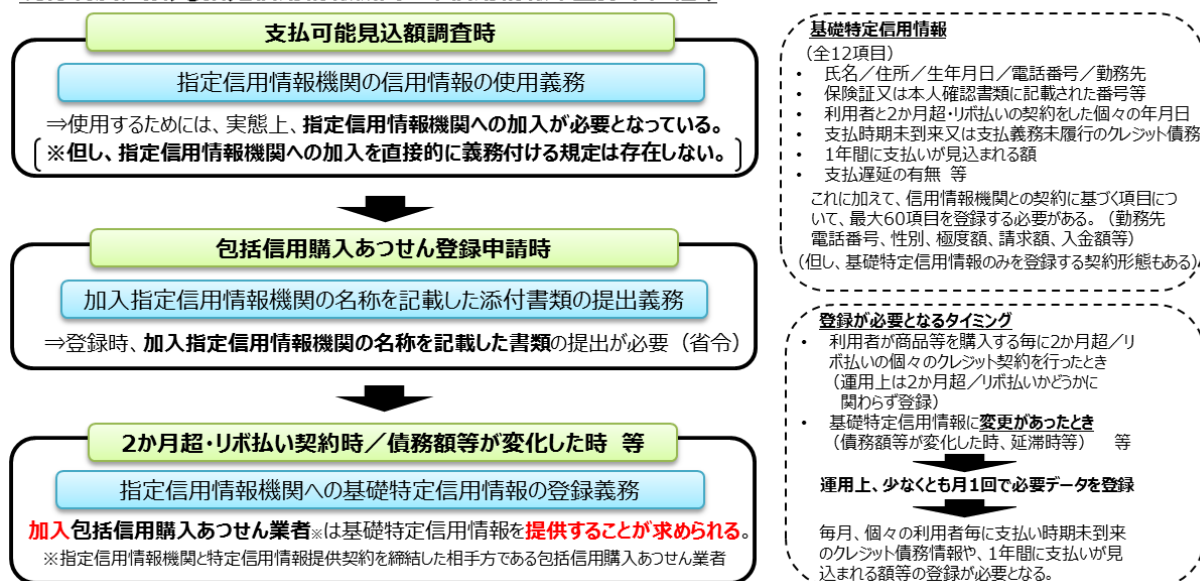


③指定信用情報機関への信用情報の登録義務

現行制度においては、支払可能見込額調査において信用情報を使用するため、指定信用情報機関に加入することが実態上必要であり、加入包括信用購入あつせん業者は割賦販売法第35条の3の56に基づき、指定信用情報機関への基礎特定信用情報の情報提供（登録）が義務付けられている。

【図 19】指定信用情報機関への情報情報の登録義務の概要

現行制度における指定信用情報機関への信用情報の登録の枠組み



少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合には、以下の理由から、登録義務を課さないとするのが考えられる。

- ・ 新たに登場している少額・低リスクのサービスは、従来型のクレジットカードサービスとはマーケットが異なっているのではないか。
- ・ 自ら指定信用情報機関の信用情報を使用しないにもかかわらず、他社による利用のためにコストを払い、登録しなければならないとすることは妥当ではないのではないか。
- ・ 日常生活・趣味等の数千円～数万円のサービス¹⁵に係る債務の登録コストに対し、当該信用情報を使用する有効性（費用対効果）は低いのではないか。
- ・ イノベーションと消費者保護のトレードオフの関係の妥協点として、少額・低リスクのサービスにまで、登録義務を課すことは適切でないのではないか。

このため、少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合には、登録義務を課さないとするのが適当であると考えられる¹⁶。

他方、少額サービスの利用の積み重ねで一定の債務額となる場合もあり、指定信用情報機関の信用情報を使用しない場合でも、登録を義務とすべきとの意見もあった。また、クレジットカードの利用がより増加することが見込まれることを踏まえ、登録義務の要否について検討を行う必要があるとの意見もあった。

¹⁵ 極度額 10 万円以下の場合、与信額及びその債務残高は数千円～数万円程度と考えられる。

¹⁶ 破産件数に関しては、「クレジットカードによる購入」を理由とした、債務総額が 100 万円未満の破産者数・全体に占める割合は統計データがないものの、「2017 年破産事件及び個人再生事件記録調査（日本弁護士連合会）」により、債務総額が 100 万円未満の破産者が 2002 年の 1.49%から 2017 年には 7.51%に増加していることを踏まえ、近年の多重債務者がどの程度の債務額で発生しているのかという実態を踏まえた上で議論すべきとの意見もあった。但し、「司法統計」を見ると、破産件数は平成 26 年の 73,368 件から平成 30 年には 80,011 件に増加しているものの、「2017 年破産事件及び個人再生事件記録調査（日本弁護士連合会）」によれば、複数回答の調査で、「クレジットカードによる購入」を破産理由とする割合は、平成 26 年では 6.61%、平成 30 年では 6.46%とされており、必ずしも大きな割合を占めるものではない。

なお、以下の点から、少額・低リスクのサービスの積み重ねで高額な債務に至ることは想定しにくいのではないかと考えるもある。

- ・ 支払可能な額を超えて支払が滞る場合には、それ以上の与信はなされない(サービスそのものの停止等)。
- ・ 多重債務に陥りがちな利用者は、従来型のクレジットカードサービスでは一般的に極額が数十万円と高額であるため、その範囲での安易な利用が進みやすく、これを複数契約することで高額な債務を負うことになるのに対し、少額・低リスクのサービスでは、少額の限度額ごとに契約と審査が行われ本人が自己の債務や利用状況を自覚し利用の歯止めがかかり得る機会が多い。

こうした中、悪意のある利用者や少額債務を重ねる利用者など、一部の利用者を想定し、全ての事業者に対し一律の重い規制を課すことが妥当かと考えるもある。

他方、後払いサービスとリスクの関係については、与信や支払いの期間・方法との関係を考える必要があり、それらによっては、よりリスクの高いものとなるとの意見があった。

また、既存の登録義務を一律に課すのではなく一定金額以上の債務が積み重なった場合や延滞が発生した場合についてのみ登録義務を課すこととしたり、登録頻度や求める情報を見直すことによって対応できるのではないかとといった意見や、指定信用情報機関の運用・システムのあり方を見直すことで対応できるのではないかとする意見もあった。

更に、指定信用情報機関への加入の手続きに時間を要する、画一的なシステム対応が求められる、24 時間の照会・登録ができないなど、FinTech 企業をはじめとした利用事業者のビジネス展開に支障が生じているとの運用面の課題についても指摘があった。この点については、監督当局とともに、指定信用情報機関において、事業者の支障のないよう、運用・システムのあり方を検証・改善する必要がある。

なお、登録義務の運用に関しては、例えば、少額の後払いサービスでは、支払うことができないということではなく、支払い忘れが多い等の実態がある中で、消費者の将来的な与信への影響や効率化の観点を踏まえ、(支払い忘れ等による)極めて少額な債務(数千円程度)まで延滞履歴(異動情報)として登録すべきかなど、登録のあり方全般を検討する必要がある。

一方、少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合以外には、以下の理由から、引き続き登録義務を課すことが適当である。

- ・ 少額・低リスク以外のサービスにおいては、債務額が大きくなりうるため、指定信用情報機関の信用情報の使用の有無にかかわらず、過剰与信防止の観点から信用情報の登録が必要と考えられる。(他社に対しての影響も大きい)
- ・ 少額・低リスク以外のサービスは、全体としてクレジットカード債務の多くを占めるとともに、自社・他社の相互利用の際の情報の正確性(信頼性)という観点からも登

録する必要があると考えられる。

- ・ 指定信用情報機関の信用情報を使用する場合には、片務的な使用の権利を享受するのみならず、他社との相互利用の観点から登録する必要があると考えられる。

【図 20】指定信用情報機関への情報提供(登録義務)に関する整理

サービスの種類	少額・低リスクサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合	左記以外のサービス
登録義務	義務を課さない	義務を課す

(4) 見直しの方向性

以上のような考えに基づき、性能規定の導入についての見直しの方向性として考えるものをまとめると下図のようになる。こうした制度見直しを考える場合にも、上記のような意見が出されたことを踏まえる必要がある。

【図 21】性能規定における見直しの方向性

	少額・低リスクのサービス (極度額10万円以下)	少額・低リスク以外のサービス	
		技術やデータを活用した方法で 与信審査ができる事業者	それ以外 (現行不変)
サービスを提供する事業者	購入履歴等のビッグデータや解析技術を活用して支払い可能な能力を判断できるとする者 (これに該当しない者については現行通り)	過去のビッグデータや与信スコアリングを活用して支払い可能な能力を判断できるとする者	左記以外
事前・事後チェック プレッジ・アンド・レビュー	性能規定の適用にあたっては、事業者が用いる与信審査手法を明らかにした上で、延滞率（又は貸倒率）を適切に設定するとともに、定期的なレポートを行うことを通じ、 事前チェック及び事後チェック （プレッジ・アンド・レビュー）により、適切な管理を担保することとする。 ※延滞率（又は貸倒率）については自社実績等に基づき一定の水準・範囲とする。	※延滞率（又は貸倒率）については、自社実績や業界平均等を踏まえつつ、一定の水準・範囲とする。	現行と同様
支払可能見込額調査	現行の支払可能見込額調査に代えて、技術・データを活用した与信審査を実施		
指定信用情報機関の信用情報 の使用義務	一律の義務としては 課さない （使用することはできる）		
与信審査結果を超える与信の 禁止	支払可能と判断した能力を超えた与信の禁止 (現行の包括支払可能見込額を超えた与信の禁止と同様の考え方)		
指定信用情報機関への信用 情報の登録義務	指定信用情報機関の信用情報を使用 しない場合には、義務としては 課さない	引き続き義務を 課す	

※事前・事後チェックの方法については、**リスクベース・アプローチの考え方を採用し、リスクに応じた相応の規制**を課す。
※新規事業者については、事業者登録時に事前チェックをワンストップで行うなど可能な限り簡素な手続きとする。

上記の指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務の制度見直しに関しては、指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務を引き続き課すべきではないかという意見があり、これを踏まえて制度のあり方を整理する必要があるとともに、何らかの措置を行う場合でも、少額・低リスクのサービスとそれ以外のサービスについて段階的に実施するなど、実務的に混乱が生じることのないよう十分な配慮が必要である。

第2節 決済横断法制

(1) 背景

平成 30 年 11 月に公表された「経済政策の方向性に関する中間整理」において、新規事業者の参入を促進することを念頭に、決済分野における法制の見直しについて、今夏までに基本的な考え方を整理することとされている。

【図 22】未来投資会議 経済政策の方向性に関する中間整理

未来投資会議 経済政策の方向性に関する中間整理 (H30/11)

個人・事業者がより便利な条件で金融・商取引サービスが可能となるよう、現在の業態ごとの関連法制を同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制へと見直し、**新規事業者の参入を促進**する。来夏までに、**フィンテック事業者を含む様々な主体が新たなサービスを提供している決済分野等**を中心に、基本的考え方の整理を行う。

また、決済横断法制を巡る動きとして、金融審議会金融制度スタディ・グループでは、決済分野における「規制の横断化」と「規制の柔構造化」を図るという基本的な方向性の下に、①プリペイド・ポストペイを組み合わせたシームレスな支払いの実現、②銀行と現行の資金移動業の間の新たな類型による幅広い金額の送金の実現に向けた検討を含む決済分野における機能別・横断的な法制の検討が進められている。

(2) 決済法制を横断化する場合の意義・効果

ICT の進展や決済テクノロジーの進化を背景に、FinTech 企業の活躍や決済分野における異業種の参入など、「業」の垣根を越えた事業展開が進む中で、既存事業者も含め、広く事業者が新たなサービスを円滑に展開していくためのビジネスフィールドを整備していくことが重要と考えられる。

こうした中、決済法制を横断化し、業態別の規制体系から、機能・サービス・アクティビティベースの規制体系とすることのメリットについて、各主体の立場から、以下のような整理が考えられる。

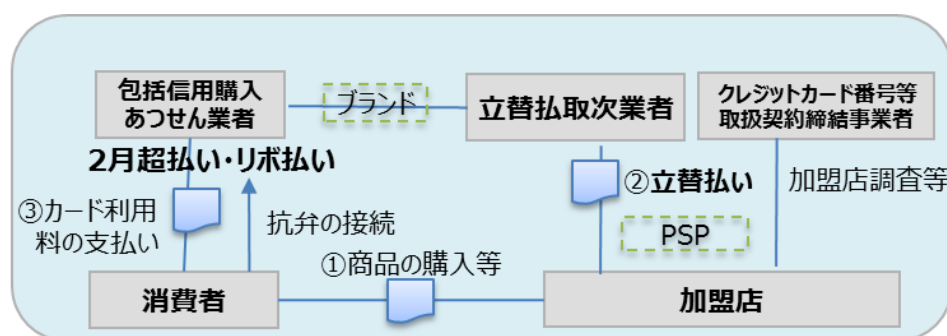
【図 23】機能・サービス・アクティビティベースの規制体系によるメリット

- 事業者
⇒消費者利便に資する新たなサービスなど、垣根のない事業展開が可能に
⇒規制窓口／検査・監督への影響（→規制対応の効率化）
- 加盟店
⇒オペレーションの統一
- 消費者
⇒消費者トラブルの集約化／事業者メリットの波及
- 行政
⇒業務統合・ナレッジ集約による制度運営の変化

(3) 割賦販売法の基本的な体系

割賦販売法では、2か月超・リボ払いの後払い取引を対象に、カード等を発行する包括信用購入あつせん業者に対して、支払可能見込額調査や抗弁の接続等の義務を課している。また、加盟店とクレジットカード番号等の取り扱いを認める契約を行うクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対して、加盟店調査やセキュリティ対策といった義務を課している。

【図 24】割賦販売法におけるクレジット取引



なお、クレジット取引における実務的な契約形態としては、債権譲渡型¹⁷のものや準委任契約型¹⁸のものが存在するが、これは、クレジットカード会社と利用者との間の契約（カード会員規約）や、クレジットカード会社と加盟店との契約の解釈の問題に帰すものであり、いずれの契約形態であるかは、これらの契約の文言や当事者の意思等によるものと考えられる。

一方、割賦販売法においては、こうした民法の法形式に焦点を当てた要件立てとはしておらず、「包括信用購入あつせん」¹⁹という概念を立て、これに該当する幅広い行為を規制対象としており、契約形態のあり方によって規制の有無に差異は生じない。

¹⁷ 債権譲渡型とは、クレジットカード会社がカード利用者に代わって加盟店に対して立て替え払いし、加盟店がクレジットカード会社に対して受けた債権を譲渡することで、クレジットカード会社が加盟店からの譲受債権に基づき代金を徴収するというものである。

¹⁸ 準委任契約型とは、クレジットカードによる取引について、クレジットカード会社とカード利用者との間、クレジットカード会社と加盟店との間における準委任契約に基づき、カード利用者が個別の取引におけるカード利用を発端として、クレジットカード会社がカード利用代金の支払いをカード利用者に求めることになるというものである。

¹⁹ 割賦販売法第2条第3項「この法律において「包括信用購入あつせん」とは、次に掲げるものをいう。

一 それを提示し若しくは通知して、…特定の販売業者から商品若しくは権利を購入…（す）ることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下…「カード等」という。）をこれにより商品…を購入しようとする者…（以下…「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、…特定の販売業者から商品…を購入…（す）るときは、当該販売業者…に当該商品…の代金…に相当する額の交付（当該販売業者…以外の者を通じた当該販売業者…への交付を含む。）をするとともに、当該利用者から当該代金…をあらかじめ定められた時期までに受領すること（当該利用者が当該販売業者から商品…を購入する契約を締結し…た時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することを除く。）。

二 カード等を利用者に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、…特定の販売業者から商品…を購入…（す）るときは、当該販売業者…に当該商品…の代金…の交付（当該販売業者…以外の者を通じた当該販売業者…への交付を含む。）をするとともに、当該利用者からあらかじめ定められた時期ごとに当該商品…の代金…の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領すること。」

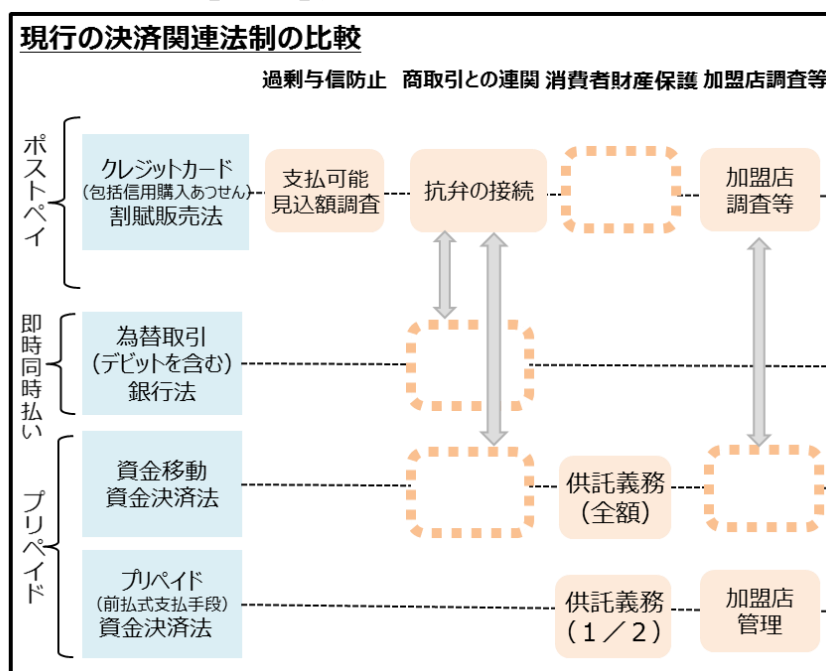
決済に関連する法制においては、それぞれの法益に対応した規制が存在し、これらに係る主な規制の内容は下図の通りである。

【図 25】決済関連法制の概略

		利用者の保護		取引秩序の維持		利用者の保護		信用の保護	
	現行法	契約内容の誤認、情報不足の防止	苦情処理	セキュリティ対策 （漏えい防止、不正利用対策）	加盟店調査等	過剰と信防止	民事ルール	事業者の倒産リスク	犯罪収益移転防止法
為替取引・資金移動	為替取引 【銀行法】	重要事項の顧客への説明	苦情処理に関する措置	顧客情報の適正な取り扱い				最低資本金20億円、自己資本比率規制、業務範囲規制等	適用あり
	資金移動業 【資金決済法】	誤認防止のための説明又は情報の提供	苦情処理に関する措置	情報の安全管理				全額保全	適用あり
前払い	プリペイドカード（前払式支払手段） 【資金決済法】	情報の提供	苦情処理に関する措置	情報の安全管理	加盟店管理 （第三者発行について事務ガイドラインに規定）			1 / 2 保全	適用なし
後払い	包括信用購入あっせん 【割賦販売法】	取引条件の表示、書面交付	苦情処理に関する措置	情報の適正な取扱い・カード番号等の適切な管理（PCIDSS準拠）、不正利用防止	加盟店調査等（調査・指導・解除） （※クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）	包括支払可能見込額調査	抗弁の接続、損害賠償等の額の制限、解除等の制限	資本金又は出資額が2,000万円以上等	適用あり

我が国では、ポストペイ、即時払い、プリペイドとそれぞれの決済手法の違いにより、消費者保護をはじめとする規制の内容が異なっている。特に、クレジットカードと為替取引・資金移動を比較すると、抗弁の接続をはじめとした民事ルールや加盟店調査の点で規制内容が異なっている。

【図 26】決済関連法制の比較



(5) 諸外国における決済法制

① シンガポール

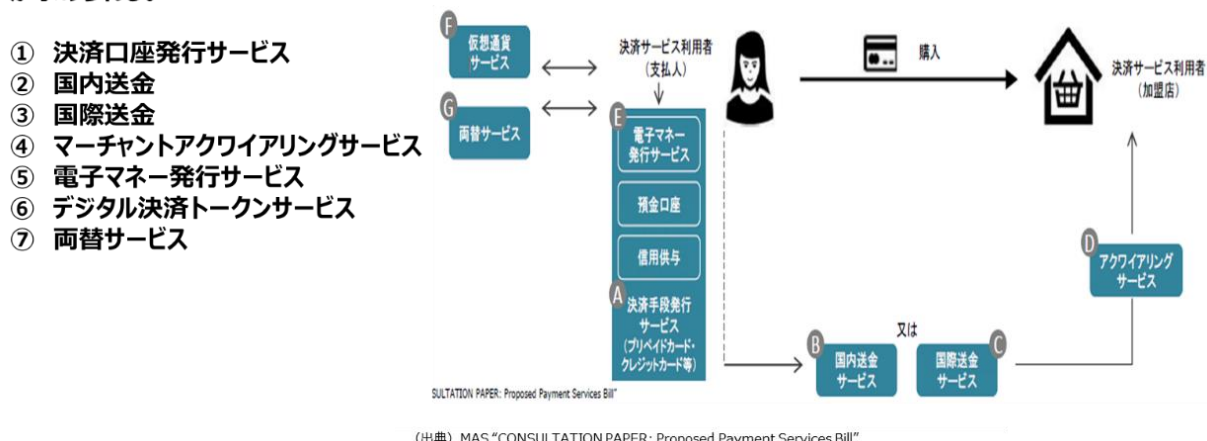
シンガポールの金融当局である MAS (Monetary Authority of Singapore) は、決済サービスについてアクティビティベースの規制枠組みの導入を実施(両替送金事業法と決済システム監督法を新法に一本化)している。

2019 年 1 月 14 日、決済サービス法案 (Payment Services Bill) が国会で可決、2 月 20 日に公布されたところであり、今後、法案の実施細則などを定めた関連付随法令が作成され、2019 年中に施行される見込みである。

具体的には、7 種類の決済サービスを単一のライセンス(大規模決済サービスライセンス、標準決済サービスライセンス、両替サービスライセンス)の下に、①マネロン・テロ資金供与、②利用者保護(電子マネーのフロート資金のセーフガード、移送中の資金のセーフガード、e ウォレット個人利用の保護)、③相互運用性の確保、④サイバーセキュリティなどの行為規制が課されている。

【図 27】シンガポールの決済規制の概要

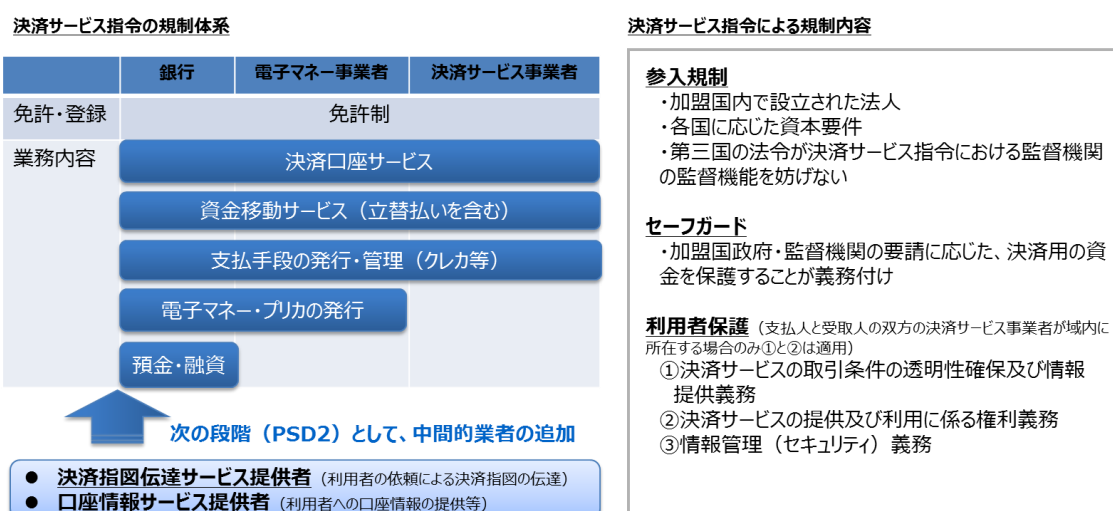
以下、7つの決済サービスが規制対象となっており、当該決済サービス事業者は、上記いずれかのライセンス保持が求められる。



② EU

EU では、2007 年の決済サービス指令(Payment Service Directive)により、銀行・電子マネー・決済の横断的な規制体系に変更されており、決済サービス事業者に対する、その業務内容や禁止事項等を規定している。適用対象となる各国は 2009 年 11 月 1 日までに国内法へ反映し、施行済の状況で、更に、2016 年には、第 2 次決済サービス指令(PSD2)により、中間的業者(決済指図伝達サービス提供者、口座情報サービス提供者)も取り込んだ横断的な規制体系に見直しを行い、適用対象となる各国は 2018 年 1 月 13 日までに国内法を整備している状況である。

【図 28】EU の決済サービス指令の概要



③各国におけるクレジットを含む消費者信用規制

欧米のクレジットを含めた消費者信用規制では、米国においては、決済規制として銀行法や電子的資金移動法、送金事業者法がある一方、消費者信用規制として、別途、貸付真実法や消費者信用保護法等が存在し、これらの規制の中で、情報開示義務や抗弁の接続、利率や遅延損害金の上限設定等が定められている。EU においても、各加盟国は、決済サービス指令に基づく決済規制の他に、消費者信用指令（Consumer Credit Directive）に基づく消費者信用規制を整備している。例えば、英国では消費者信用法において情報提供義務や抗弁の接続等を定めており、ドイツやフランスでは、情報提供義務や信用能力評価に係る規制がなされている。

【図 29】決済規制と消費者信用規制

クレジットカードに関する各国の法体系の整理

	決済規制	消費者信用規制（クレジットカード・消費者向けローン）
米国	銀行法 電子的資金移動法 送金事業者法	貸付真実法（Truth in Lending Act、消費者信用法典第1章）、消費者信用保護法（Consumer Credit Protection Act）等 ⇒情報開示義務、抗弁の接続、利率や遅延損害金の上限設定等
EU	決済サービス指令（Payment Service Directive）	【イギリス】 金融サービス法（Financial Services Act）、支払サービス規則（Payment Services Regulation）
		【ドイツ】 民法典（Bürgerliches Gesetzbuch）、支払サービス監督法
		【フランス】 通貨金融法典（Code monétaire et Financier）
		消費者信用指令（Consumer Credit Directive）
		【イギリス】 消費者信用法（Consumer Credit Act） ⇒契約前の情報提供義務、抗弁の接続※等
		【ドイツ】 民法典（Bürgerliches Gesetzbuch）、支払サービス監督法 ⇒契約前の情報提供義務、信用能力評価
		【フランス】 消費法典（Code de la consommation） ⇒契約前の情報提供義務、信用能力評価

※イギリスの消費者信用法第75条 If the debtor has any claim against the supplier in respect of misrepresentation or breach of contract, he shall have a like claim against the creditor, who, with the supplier, shall accordingly be jointly and severally liable to the debtor.

(6)横断法制に関する小委員会における議論の経過

小委員会においては抗弁の接続や加盟店調査といった割賦販売法における歴史的経緯や法制上の特徴に留意して慎重に検討するべきであるといった意見があった一方、総論としては、基本的に決済法制の横断化を指向すべきであるという多数の意見があった。

- ・ 金融機能のアンバンドリング・リバンドリング化が進み、決済サービス・主体の多様化が進む中、消費者保護等の法益を確保するためには、EU やシンガポールのように、ライセンスを1つとして、アクティビティーベースで規制を考えていくような方法を採用すべきである。
- ・ 歴史的経緯との関係性やグローバルの視野を含めた上で将来の法規制を考えるべき。歴史的な経緯がある中で、これをどう整理するか。国内における決済横断化という視点のみで進めると、国際ブランドとのミスマッチが生じるのではないか。そうした歴史的経緯の中で、抗弁の接続や加盟店調査はどうすべきか、決済と原因取引との関係をどのように位置づけるべきかという視点が必要である。
- ・ 現在の法体系は歴史的な経験の積み重ねであり、従来型のサービスを前提としている。近時、従来型とは異なる新たな決済サービスが出現しており、これに対して従来のルールを適用することにより、そのサービスが持つメリットが減じかねない。加えて、昨今、消費者保護に関する各種規制が制定されており、各業法において消費者保護をどこまで求めることが適切かといった点についても留意し、こうした消費者保護法に則った監督・検査がなされることを前提に、業法としての規制を課さないという考え方も重要である。
- ・ 横断法制にルールが平準化されることにより、消費者が決済に関するルールについて理解を深めることにつながるよう、そのあり方や情報提供の枠組みについて考えていく必要がある。
- ・ 決済に関する安定性と原因取引との関係での消費者保護というトレードオフの中で、個別の事業者に対して抗弁の接続といった規制を課すことで安定性に対するリスクを負わせることは妥当ではないのではないか。
- ・ 必ずしも、横断法制のみで、現在事業者が直面している課題は解決されるものではなく、むしろ新規参入事業者に対してのその他サポートのあり方も含め検討すべきではないか。
- ・ 別々の決済法制があることで、①重複した規制対応が発生することと、②分かれているが故に法の網から漏れてしまう弊害があるのではないか。また、別々の法律であっても、共通化できる部分があるのではないか。横断法制化にあたっては新規参入事業者に対して過度な規制とならないことを前提としながら、送金機能と決済機能の両方の視点を検討する必要がある。
- ・ 横断化法制については、それぞれの関係法令によって規制される事業者が実質的には同様のサービスを提供していながら規制が異なることにより適正な競争が阻害されることかがないようイコールフットINGの観点からの検討が必要である。

- ・ 現行の決済関連法制について、規制の凹凸をどのようにして見直していくのかという際に、消費者の安全・安心な取引を確保するという観点を十分に踏まえて考えることが必要である。具体的には、割賦販売法では、加盟店契約会社加盟店調査義務が課されているが、資金決済法では、加盟店契約会社の加盟店調査義務の規定はない。
- ・ 今回直ちに検討する事項ではないものの、今後の検討課題となる可能性があるものとして、信用情報機関がクレジット業界、消費者金融業界、銀行業界と別れており、それぞれの信用情報機関の間では、残高情報は全く共有されていない。このため、多重債務防止の観点からも、また複数の与信業務を行う事業者にとっても、不都合であることが従来から指摘されてきたところであり、こうした信用情報機関の相互の情報共有の課題も検討が必要ではないか。

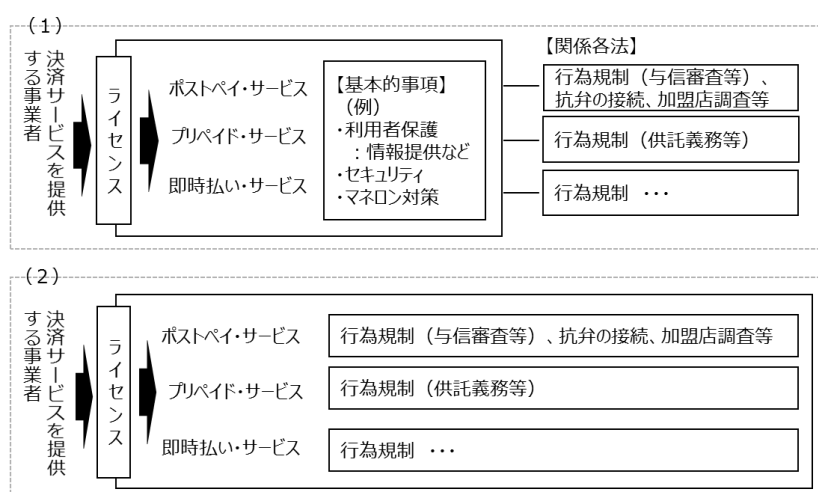
(7) 決済横断法制に対するアプローチ

国際的に見ると、米国やEUにおいても決済規制とは別に消費者信用規制(抗弁の接続、信用能力評価等)があるが、我が国でもこれと同様、例えば、割賦販売法では抗弁の接続や加盟店調査等があり、資金決済法では、いわゆる供託義務があるなど、それぞれの法制の背景となる経緯やそれに伴う特有の制度措置がある。決済法制の横断化を考える場合にも、こうした規制内容まで一元化して、これら制度措置を直ちに必要ないものとするとは現実的でないと考えられる。

なお、Fintech 企業等の決済事業者が円滑に事業を進めるとの視点も踏まえると、法制論としての横並びや整合化といった観点のみならず、トラブルの発生状況なども含め、実態を踏まえて検討することが適切である。

こうした前提の下、EU やシンガポールの決済横断法制の考え方に沿って考えた場合、例えば、下図のような想定がされうるが、こうしたことも含め、今後、決済法制の横断化に向け、具体的なあり方の検討を進めていくことが求められると考えられる。

【図 30】諸外国の決済法制を踏まえた考え方の例

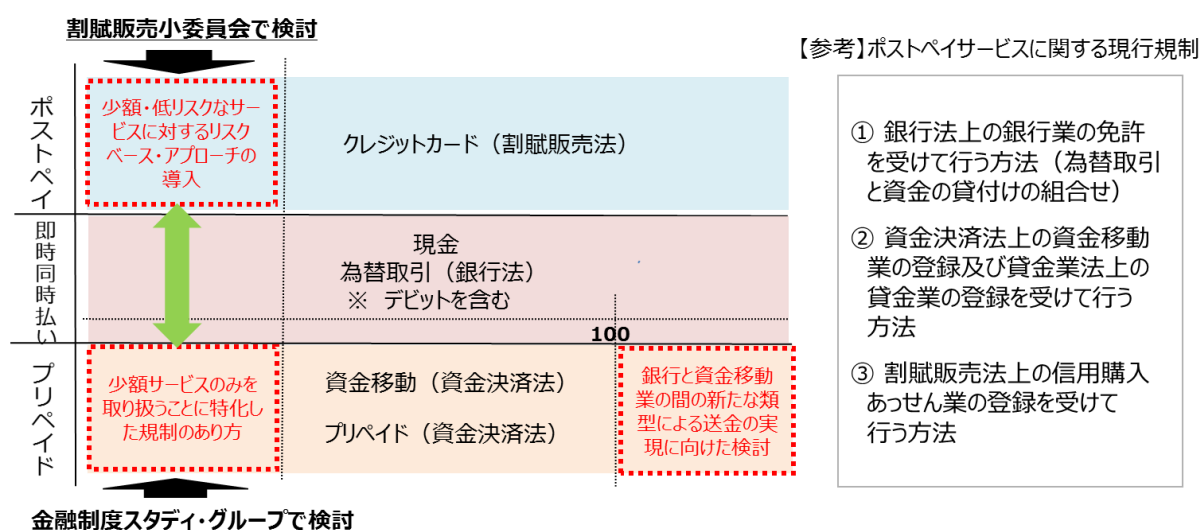


(8) 具体的な取組の方向性

内外環境を総合的に勘案すれば、国際的動向や我が国の制度環境を踏まえ、関係各法（割賦販売法・資金決済法・銀行法等）の法制的な横断論について、関係省庁で、意義・目的を整理し、その具体的なあり方の検討を進めていくことが求められる。

一方、未来投資会議の中間整理を踏まえ、まずは、FinTech 企業等の横断的かつ円滑な事業展開を促進するため、関係各法における少額・低リスク事業者に対するリスクベース・アプローチの導入などにより、ビジネス環境を整備していくことが必要である。

【図 31】決済横断法制に対する取組方策



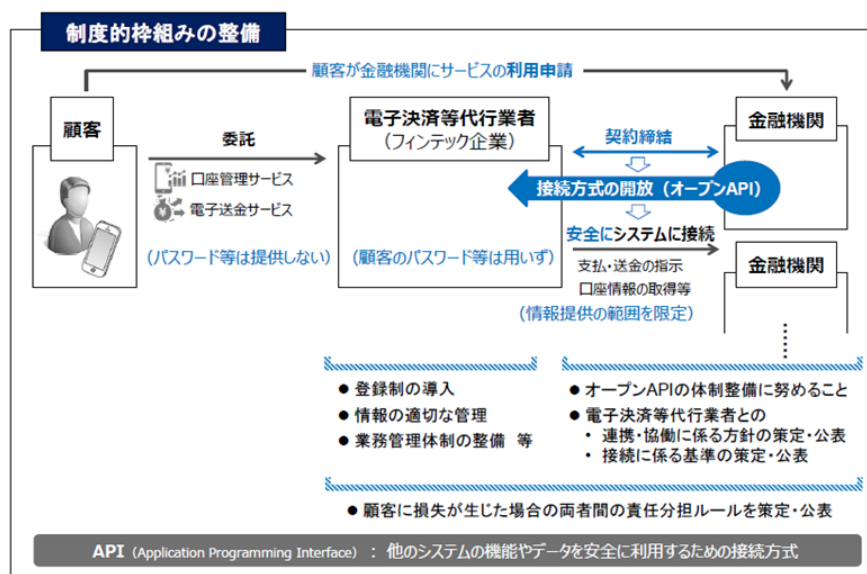
なお、金融審議会金融制度スタディ・グループにおいても、少額サービスのみを取り扱うことに特化した規制のあり方や規制の横断化に関する審議がなされており、この審議の状況やとりまとめの内容も踏まえつつ、決済横断法制に対する対応について、更に検討が必要となりうる場合も想定される。

第3節 決済情報の利活用

(1) オープン API

決済情報を利活用することで新たなサービスやビジネスの創出が促進されると考えられる中、API 開放を促進する動きが進んでいる。例えば、銀行分野では、平成30年6月に改正銀行法が施行され、API 開放について努力義務規定化されたことも受け、各金融機関が公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」等によれば、平成30年12月末時点で、全邦銀138行のうち、インターネットバンキングを提供していない銀行などを除く128行がオープンAPIを導入する旨を表明している。

【図 32】銀行法におけるオープンAPIの努力義務規定の枠組み



(資料) 金融審議会第38回総会金融庁提出資料

クレジット業界では、法令上の措置はないものの、下図の通り、キャッシュレス推進協議会においてAPIの仕様標準化等を進めている。

【図 33】クレジット分野におけるオープンAPIに関する取組状況

API連携検討会 中間とりまとめ（平成29年6月）

○FinTech企業・カード会社のAPI連携のための措置・体制整備、費用負担・収益配分、システム開発といったステップを提示。

キャッシュレス検討会 クレジットカードAPIガイドライン（平成30年4月）

○上記中間とりまとめと銀行分野のオープンAPIを参考に、参照系（特にPFMサービスや会計ソフト等における利用明細の照会）について定めるもの。
○API仕様の標準化、セキュリティ確保・利用者保護などを定める。

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

キャッシュレス決済データ利活用に係るAPIガイドライン（平成31年4月）

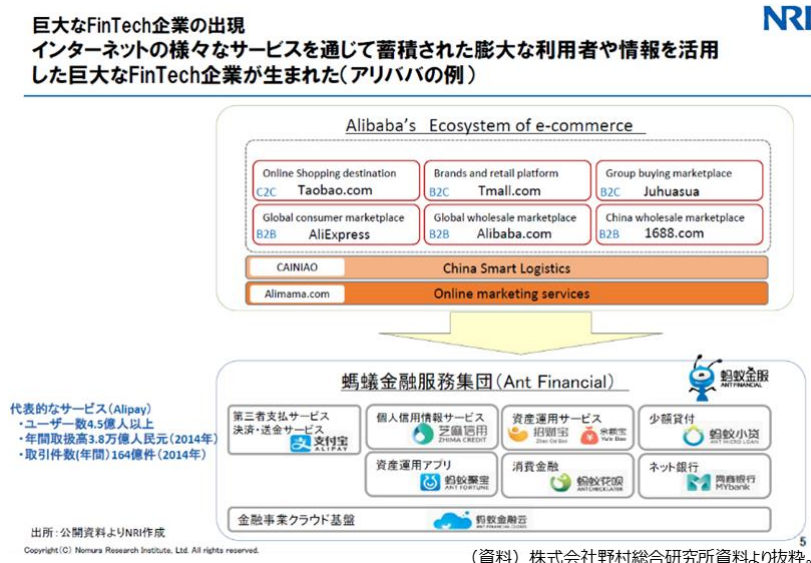
○上記「クレジットカードAPIガイドライン」を基に、参照系に加え、更新系および認証系について検討を行い、次の資料を公表。
・キャッシュレス決済データ利活用に係るAPIガイドライン
・クレジットカード分野のオープンAPIに係る電文仕様標準について
・クレジットカードに関するAPI利用契約の条文明
○今後の取組み
・銀行業界や海外等におけるオープンAPIに対する取組みとの調和
・決済分野に限らないAPIエコシステムの形成

こうした中、銀行分野における取組も参考にしつつ、オープンイノベーションを推進し、クレジット関連情報と他の情報との掛け合わせ等を通じた新たな付加価値やサービスを積極的に創出していくことを促進すべく、クレジットカード会社における積極的なオープン API 戦略を後押しし、より一層の API 開放を進めることが必要と考えられる。

(2) 新たなビジネスモデルの創出

近時、決済において取得した情報を利活用することを通じ、マーケティングのみならず、資産運用、融資、信用情報サービス等新たなサービスを提供する企業が出現している。

【図 34】決済情報利活用による企業の例



こうした決済情報の利活用により決済を越えたビジネス展開を図る企業の例に鑑み、クレジット分野でも、決済情報の利活用を促進することを通じ、決済を起点とした商取引サービスの進化や手数料収入中心の従来のビジネス構造の転換を図る契機となることが期待される。

第4節 RegTech／SupTech

英国などを中心として、ICT の進展を踏まえ、リーマンショックで急増した金融分野の規制などに情報技術を活用して被規制事業者が効率的に対応する動き(RegTech)や規制を運用する行政が自らの活動を効率化・高度化する動き(SupTech)が生じている。

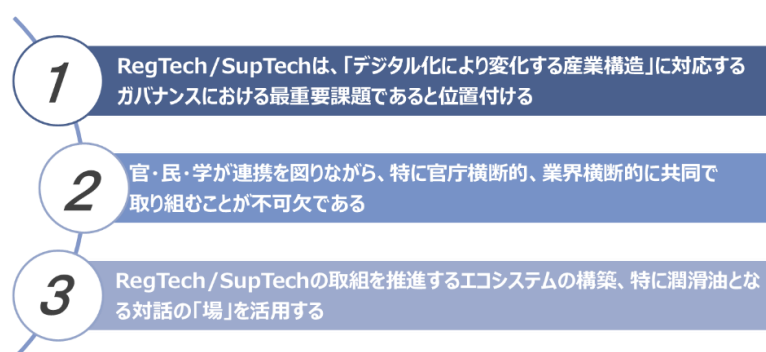
我が国では、金融分野での顧客管理や不正取引の防止など一定の範囲で情報技術の活用が徐々に進展しているものの、関係者間の十分な認知や具体的な取組が諸外国ほどには進んでいない。

そのため、RegTech や SupTech に関し、被規制事業者や Tech 企業の認識と連携を深めていくとともに、行政も、事業者の連携の支援や、情報技術の変化に応じた、より効率的・効果的な検査・監督の実施に向けて取り組んでいくことが必要である。

こうした中、経済産業省では、官民双方のイノベーション力の向上を目指し、平成 30 年度に「RegTech/SupTech に係る今後の取組の在り方に関する有識者検討会」を開催し、国内外の政府・民間企業の動向を整理し目指すべき将来像を設定するとともに、RegTech/SupTech の導入に向けたロードマップの基本枠組みを策定したところであり、当小委員会としても、この検討会のとりまとめに沿って、今後取組が進められることを期待したい。

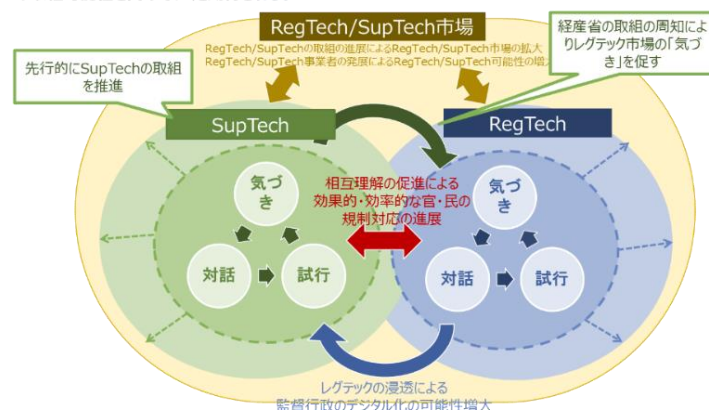
【図 35】検討会における報告書の概略

①RegTech/SupTech 推進の基本方針



②短期レグテック計画（RegTech/SupTech の取組による相乗効果）

RegTech/SupTechは表裏一体の関係にあるため、両者をバランス良く推進することで、相互に刺激し合い、RegTech/SupTech 市場の成長へとつながり、市場の成長は、更にRegTech/SupTech の取組可能性を高めていくと期待される。



また、小委員会の討議においては、以下のような意見があり、今後、RegTech 検討会のとりまとめに従って、取組を推進するにあたってはこうした意見も参考にしつつ、より具体的なアクションにつなげていくことが期待される。

(割賦販売小委員会での意見)

- ・ データをどうやって活用・分析にいかしていくのか、そうしたものを扱える人材育成が不可欠。外部からリクルートするか自前で育てるのか、海外の事例を参考にしながら取り組むべき。
- ・ RegTech/SupTech に関する取り組みは、多様な利益を取込みながら暫定的な判断を積み重ねていくという秩序形成の在り方を体現するものとして興味深い。わが国の社会条件のもとで、それが適切に機能するかを注視する必要がある。
- ・ 規制のアルゴリズム化やモジュール化により、厳格な規制手段が登場する可能性がある。その内容の正当性や手続の正統性の確保という視点が重要になる。また、規制の対象である事業者のみならず、事業者を介してサービスの利用者(消費者)の行動にいかなる影響が生じるのかについても、注意を払う必要がある。
- ・ 今後は、自主規制が非常に重要な視点。スピーディーに技術革新が進んでいくときに規制を補完していくべき。業界団体と連携して取り組むべき。
- ・ RegTech/SupTech 検討会での議論状況を踏まえると、割賦販売法の領域において、具体的にどのような取組が必要かについて詳細な検討が必要ではないか。また、単なる IT の導入ではなく、業務フローそのものの見直しが必要と考えられ、監督当局を含めた関係者においてその対応を検討する必要があるのではないか。

第5節 時代の要請を受けた消費者保護の課題

1. 新成年への対応

成年年齢を20歳から18歳に引下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が2018年6月に成立し、2022年から施行が予定されている。消費者被害の拡大を防止する施策などの環境整備が必要であるとの指摘から、関係府省庁連絡会議を開催し、総合的かつ効果的な取組を推進しているところ、クレジット分野においては、「クレジット取引における信用供与の健全性確保」として、2018年度以降以降も引き続き必要な対応について業界と議論していくこととしている。

【図36】「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」工程表

項目名	施策内容	現在までの取組	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
与信審査について						
クレジット取引における信用供与の健全性確保	若年者に対する支払可能見込額の調査を一層適切に行う取組を推進	制度として支払可能見込額の調査を実施するとともに、クレジット業界により自主的な以下の取組を実施。 ・クレジット教育支援活動の強化（全国400の高校に教材を無料配布、教員向けの勉強会、教育機関への講師派遣等） ・消費者への理解促進活動の促進（大学780校にパンフレット配布、啓発キャンペーンの実施等） ・未成年者からクレジット契約の申込を受ける場合、当該未成年者の親権者に同意を得ることを求める 日本クレジット協会を通じて、包括クレジット業者254社・個別クレジット業者146社に対し、若年者・未成年者との契約の実態把握のための調査を実施。	若年者に対する支払可能見込額の調査を通じた過剰与信防止措置を適切に行うとともに、普及啓発活動を通じてより一層消費者被害対策を推進。 引き続き、成年年齢引下げに向けた業界の方針・取組状況等を把握のうえ、必要な対応について業界と議論。			

（出典）法務省「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」工程表より抜粋

平成30年4月に経済産業省が日本クレジット協会を通じて実施した未成年者との契約に対する取組に関するアンケートでは、極度額を少額（10万円～30万円）に設定するなどの自主的な取組が行われていることが確認された。また、日本クレジット協会においては、自主ルールの策定や学校でのクレジット教育を支援する活動などの取組が行われている。こうした取組を参考とし、今般の見直しに対するセーフティネットとしての観点も踏まえつつ、新成年への対応を更に充実していくことが必要である。

【図37】成年年齢引下げに向けたクレジット分野での取組

クレジットカード会社による取組

- ・ 与信審査は、成年と同様、定収入の確認と返済能力を調査。
- ・ 加えて、以下の自主的な取組を実施。
 - ① 極度額を少額に設定（10～30万円）…約7割
 - ② 30万円以下の極度額の特例に関わらず、原則支払可能見込額調査を実施…約6割

日本クレジット協会による取組

（出典）日本クレジット協会による調査

- ・ 割賦販売法に基づく「認定割賦販売協会」として、適切な支払可能見込額調査の徹底など、自主的取組に係る規則等（自主ルール）を制定し、会員企業等における遵守を徹底。同時に、未成年者からのクレジット契約の申込時に、親権者の同意を得る旨も定めている。
- ・ クレジット教育支援活動の拡充・強化を進めている。

平成30年4月～平成31年1月までの取組み例

- ・ クレジット教育に係る教材等の提供（全国の高等学校等に案内し、希望のあった約850校に対して無償配布。また、HPからもダウンロード可能）
- ・ 教員向けの勉強会の実施（10地区10会場で開催し、約200名の教員が参加）
- ・ 教育関係機関への講師派遣（23の学校等の教育関係機関に講師を派遣）

2. 取引条件の表示や書面の交付等の電子化

(1) 平成 28 年改正の経緯

平成 28 年改正以前、割賦販売法においては、包括信用購入あつせんについて、①カード発行時のイシューアの書面交付(支払期間・回数等)(法第 30 条)、②カード利用時のイシューアの書面交付(支払総額等)(法第 30 条の2の3第1項・2項)及び③カード利用時の加盟店の書面交付(現金販売価格等)(同条第4項)について義務付けられていた。

法第 30 条については、クレジットカード発行時に消費者が販売条件等を十分に比較検討したうえで購入方法を選択できるようにすることを目的とする規定、法第 30 条の2の3については、支払関係の長期継続による販売契約等の内容の複雑化に鑑み、契約内容を明確にし、もって消費者保護を図ろうとする規定と解されており、これらの規制は、契約内容の明確化による消費者の選択可能性を担保し、もって紛争の未然防止を図ることに主眼を置いたものである。

このうち、「③加盟店の書面交付義務については、第9回割賦販売小委員会において、クレジット業界から、消費者にとって利便性の高い決済サービスの普及に悪影響を与えよとの指摘があり、また、第 15 回割賦販売小委員会においては、FinTech 協会から、加盟店におけるカード決済導入のネックとなり、キャッシュレスのすそ野拡大の障害となっているとの指摘」²⁰があった。

こうした指摘も踏まえ、当該規定を見直し、事前の利用者の承諾を必要とせず、電子メール等による情報提供を可能とする改正を行った。なお、加盟店は「必ずしも消費者との継続的取引関係を前提としない場合が多いことや、店頭等における多様な情報提供の在り方が考えられることも十分に踏まえ」²¹た結果、書面・電子的手段のいずれによる情報提供も可とすることとした。

但し、その際にも、「一定割合存在する、高齢者等の電子的通信手段を有しない消費者への情報提供が確保されるよう、少なくとも消費者の求めがあった場合には書面交付を行うこととする等の配慮も必要である」²¹との観点から、書面交付を求められたときは、法定事項を記載した書面交付が必要であることとした。

(2) 現行法上の書面交付義務

包括信用購入あつせん業者には、上記の加盟店のような措置は行われず、カード等の交付時、クレジットカード利用時、リボ払い債務請求前に、原則として書面交付が義務付けられている。電子メール等による方法を用いるためには、引き続き利用者の事前の承諾が必要となっている。

現行法における書面交付義務について整理すると、以下のようになる。

²⁰ 平成 28 年 6 月 14 日「報告書 ～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～＜追補版＞」P23

²¹ 平成 28 年 6 月 14 日「報告書 ～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～＜追補版＞」P27

【図 38】現行割賦販売法における書面交付義務(包括)

現行割賦販売法における書面交付義務(包括)

義務の主体	義務の内容	電子メール等によることの可否
包括信用購入あつせん業者	カード等の交付又は付与時の取引条件表示 (例) カード会員規約の手交・郵送	原則：書面交付 例外：利用者が承諾した場合に電子メール等の方法によることができる。
	カード利用時の書面交付 (例) 毎月の利用明細の郵送	
	リボ払い債務請求前の書面交付 (例) 請求書の郵送	
加盟店	カードによる商品購入時の情報提供 (例) 対面取引におけるレシート、領収書の交付、EC取引におけるマイページでの表示	原則：情報提供 (書面／電子メール等のいずれも可) 例外：書面交付を求められたときは、書面交付

(3) 見直しの方向性

平成 28 年報告書が「書面交付義務の各類型ごとに、それぞれの機能や立法趣旨に鑑みて、情報提供手段として多様な手段を認めたり、電磁的方法による情報提供の要件となる承諾の取り方を柔軟化する余地がないか検討すべきである」と指摘していたことを受け、割賦販売法が取引条件表示義務・書面交付義務・情報提供義務を定めている趣旨・目的を踏まえつつ、電子的手段の利用を一層促進することができないか、以下の諸点に分けて検討を深めるべきである。

①スマートフォン・パソコン完結型のサービスについての完全電子化

近時、クレジットカード媒体ではなく QR コード等を用いたスマートフォン決済が普及するとともに、スマートフォンやパソコン等を利用した EC 取引が一般化しており、こうした場合には、書面の交付ではなく電子メール等による情報提供が利用しやすいと考えられる。

こうしたことを踏まえ、包括信用購入あつせん業者の取引条件表示・書面交付及び加盟店の情報提供に関し、スマートフォン・パソコン完結型のサービス²²については、完全電子化²³することについても検討を進める必要がある。

書面の交付を求められた場合には法定事項を記載した書面を交付しなければならないとした場合、結局、書面交付のために、加盟店においては紙媒体やプリンターを備えておく必要があり、包括信用購入あつせん業者においては事業者の印刷や郵送等のコストがかかるため、十分な電子化メリットが享受できない状況となるが、上記のような見直しは、こうした負担の軽減につながるが見込まれる。また、スマートフォン・パソコンによりクレジットカード機能を利用する利用者層の利便の観点からも、許容されと考えられる。

なお、こうした場合においては、利用者は既にインターネットや電子メール等を一定程

²² 包括信用購入あつせん業者の取引条件表示・書面交付との関係では、カード会員契約が電子的手段によって締結される契約を、また、加盟店の情報提供との関係では、商品の購入や役務の提供に関する契約が電子的手段によって締結される場合や決済サービスが店頭でスマートフォン等を用いて利用される場合を念頭に置いたものである。

²³ 利用者からの書面での交付を求められた場合にも、書面を交付する義務を課さないことを言う。

度使いこなすことができていると考えられ、デジタル・ディバイドの観点からも許容できるものであると考えられる。

②包括信用購入あつせん業者に対する書面交付義務の見直し

スマートフォン・パソコン完結型のサービス以外の場合において、包括信用購入あつせん業者における取引条件の表示義務やカード利用時の書面交付義務について、より一層の電子化を可能とすることは、近年スマートフォン・パソコンを利用したクレジットカード決済が普及する中で、利用者の利便性を向上させるとともに、事業者のコスト負担軽減という観点からも適切である。より一層の電子化を可能とする措置としては、ア) 電子的方法による情報提供の要件となる承諾の取り方を柔軟化する方策、イ) 事前の承諾がないとしても、原則として電子メール等の方法を利用することができるとする方策等が考えられる。

イ) の方策については、契約(たとえば、カード会員契約等の基本契約)は書面により締結されているのに、情報(たとえば、取引条件を内容とするカード会員規約)は電子的手段による提供を原則とすることで、円滑な情報提供が担保されるか、実務的に十分な検討が必要である。

また、イ) の方策を採用するとした場合、一定割合存在する、高齢者等の電子的通信手段を有しない消費者への情報提供が確保されるよう、少なくとも消費者の求めがあった場合には書面交付を行うこととする等の配慮も必要である。

なお、電子的な方法による情報提供には、Web サイトによる方法、電子メールによる方法、スマートフォンアプリによる方法(アプリを起動して確認する、プッシュ通知によって確認する等)、API を活用して他社サービスを通じて行う方法など、多様な方法が想定される。このため、どういった方法が消費者保護により資するか、どの時点で情報提供を行ったと判断するのかといった論点がある。

第6節 今後の対応の方針

テクノロジーや決済分野における新たなビジネス展開が急速に進む中で、以上のとりまとめを踏まえ、必要な制度の見直しを迅速に行うことが求められる。

おわりに

クレジットカードをはじめとする後払いの支払い手段は、我々に便利な社会生活を提供してきた。こうした便利な支払い手段をおおよそ障害なく享受できるのは、消費者ニーズに合わせた継続的なサービスの改良、強固なセキュリティの構築、消費者保護への取組など、関係者一人一人の努力の積み重ねにより、優れた仕組みが構築されてきたことによるものである。後払いの支払い手段の広がりや、我が国の商取引の発達に大きく貢献し、今や社会になくてはならない血脈の一つとなっている。他方、個別クレジット分野において顕著であったが、行き過ぎた与信などが、かえって消費者の利益を害するという側面を有することは、これまでのクレジットを巡る消費者トラブルの歴史においても明らかである。

こうした中、割賦販売法は、常に、消費者の利便性の確保と消費者保護のバランスを取りつつ、それぞれの時代の社会課題に対応しながら見直しが行われてきた。

近時、ビッグデータ・AI 解析、ブロックチェーン技術など、これまでとは次元を異にする技術革新が生じている。これらの新たな技術は、既に後払い分野においてもサービスのあり方や決済の仕組みそのものに変革をもたらしている。いわば、我が国の後払いサービスは大きな変革の岐路にあると言ってもよい。例えば、従来型のクレジットカードの世界を越えた決済サービスが急速に出現する中で、今次の検討課題であった与信のあり方や、決済ネットワークシステムのあり方、更には割賦販売法の世界を越えて決済関連法制のあり方に至るまで、その従来的なあり方の検証や見直しが求められている。割賦販売法も、こうした環境変化を受け、新たな制度設計が求められる。

今回の検討で明らかになったことは、「硬直的な制度体系では、将来の技術革新や環境変化に迅速に対応していくことは困難であり、近時の技術革新が継続的に起きる時代においては、柔軟な制度体系が求められる」ということである。これは、今後の割賦販売法制にとって欠くことのできない極めて重要な視点となる。他方、そのために徒らに消費者保護が害されることは避けなければならない。むしろ、新たな技術の可能性を引き出し、これを活用することで、消費者の利便性の向上のみならず、消費者保護の精緻化を促し、これらのバランスを新たな次元へと進め、合理的で効果的な規制へと発展していくことが求められる。

他方、FinTech 企業など後払い分野の新たな担い手となろうとしている事業者を含め、事業者は、サービスの幅を広げ消費者の決済に係る選択肢と利便性を広げていく一方で、消費者保護を産業発展の自らの課題として捉え、真摯に対応することが必要である。同時に、消費者自身も、自らの消費生活のあり方に責任を持ち、自律的で成熟した消費行動をとることが求められる。こうした中、規制法の本旨である必要最小限度の規制という考え方のもと、規制の基本的な視点についても常に問い直していくことが必要である。

今回、限られた時間の中で多くの課題について議論を行ってきたが、その中でも指摘のあった指定信用情報機関の業務運営のあり方や、契約の解除等の制限に関する催

告期間・方法のあり方、技術革新が進む中で如何に検査・監督実効性を確保するかなど、更に検討課題は残っている。

割賦販売法は昭和 36 年に制定された後、それぞれの時代の環境変化に対応して幾多の改正を重ねてきた。これらの制度には現在の環境にも適合したものとなっているかを検証する必要があるものもあり、今後、規制全体について、こうした検証が求められる。また、クレジットカード取引において主要なプレーヤーである国際ブランドとの関係のあり方も非常に重要となる。

行政においては、今次検討の結果を踏まえ、可能なものから早急に制度の見直しを進めるとともに、これら残された課題についても、関係者と連携しつつ着実に検討を進めることが求められる。

これまで割賦販売を巡り綿々と築かれてきた歴史の上に、こうした取組を今後も絶えず続けていくことにより、便利で安心・安全な後払いの支払い手段が提供され、国民生活がより一層豊かなものになることが期待される。

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会

委員等名簿

(委員長)

山本 豊 京都大学 名誉教授

(委員)

池本 誠司 日本弁護士会連合会消費者問題対策委員会幹事
岩下 直行 京都大学公共政策大学院教授
翁 百合 株式会社日本総合研究所理事長
加毛 明 東京大学法学政治学研究科准教授
沢田 登志子 一般社団法人 EC ネットワーク理事
田中 大輔 野村総合研究所上級コンサルタント
二村 浩一 山下・柘・二村法律事務所弁護士
藤原 静雄 中央大学法科大学院教授
柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授
渡辺 達徳 東北大学大学院法学研究科教授

(関係メンバー)

青柳 直樹 株式会社メルペイ 代表取締役
島貫 和久 三菱 UFJ ニコス株式会社顧問エグゼクティブ・フェロー
辻 庸介 新経済連盟幹事・FinTech PT リーダー
兼 株式会社マネーフォワード代表取締役 CEO
丸山 弘毅 一般社団法人 FinTech 協会代表理事会長
康井 義貴 株式会社 Origami 代表取締役社長
與口 真三 一般社団法人日本クレジット協会理事・事務局長

(オブザーバー)

岡田 大 金融庁企画市場局信用制度参事官
内藤 茂雄 消費者庁消費者政策課長

(五十音順・敬称略)

審議スケジュール

第20回会合 平成31年2月25日

- 議題 ・割賦販売法の施行状況について
・テクノロジー社会における割賦販売法制の現状と課題について

第21回会合 平成31年3月12日

- 議題 ・リスクベース・アプローチと技術・データを活用した消費者保護の精緻化について

第22回会合 平成31年4月2日

- 議題 ・決済分野における横断法制化

第23回会合 平成31年4月19日

- 議題 ・決済情報の利活用について
・時代の要請を受けた消費者保護の課題について
・与信審査における性能規定の導入について
・中間整理の骨子案

第24回会合 令和元年5月20日

- 議題 ・中間整理(案)について